

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
64	国民健康保険法による国民健康保険に関する事務 全項目評価書(令和8年1月以降)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、国民健康保険法による国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年7月31日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険法による国民健康保険に関する事務
②事務の内容 ※	国民健康保険は、国民健康保険法（以下、「国保法」という。）に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行うものである。川崎市では、国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項別表44の規定により、次の事務において、特定個人情報を取り扱うこととなる。 ＜資格（被保険者）情報の管理に関する事務＞ ・転入・転出や被用者保険への加入・喪失等による資格取得喪失届の受理、確認 ・被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 ・資格確認書（高齢受給者証を兼ねたものを含む）、資格情報のお知らせ等の各種証の交付申請の受理、確認及び交付 ・びったりサービス（サービス検索・電子申請機能）を用いた電子データ受信 ＜保険料の賦課・徴収管理に関する事務＞ ・保険料の算定のための所得の管理 ・保険料の賦課計算、決定及び徴収 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請の受理及び決定 ＜給付管理に関する事務＞ ・療養費等の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・高額療養費・高額介護合算療養費の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・高額療養費の多数回該当の引き継ぎ ・出産育児一時金・葬祭費の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・特定疾病療養の申請の受理、確認、認定及び支給 ・一部負担金減免による申請及び決定 ・他の法令による医療に関する給付との調整 ・傷病手当金等の支給 ・第三者の行為による被害の届出受理、確認及び求償 ・保険給付の一時差止 ＜保健事業に関する事務＞ ・被保険者に対する健康診査及び保健指導 ・生活習慣病の重症化予防 ＜中間サーバーに係る事務＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、国民健康保険の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。 ＜オンライン資格確認等システム稼働の資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務＞ ・医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）から委託を受けた国民健康保険中央会（以下、「国保中央会」という。）が、本市からの委託を受けて、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・医療保険者向け中間サーバー等における期間別符号取得事務 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）が、本市からの委託を受けて、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 * なお、関係する部署および機関との特定個人情報ファイル等の流れについて、別添1に記す。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民健康保険システム(以下、「国保システム」という。)
	[資格管理] ■資格異動管理機能 ・住民の異動届出(転入、出生、他保険離脱、生活保護廃止等)及び職権により国民健康保険の資格を取得する。 ・住民の異動届出(転出、死亡、他保険加入、生活保護開始等)及び職権(後期高齢医療制度加入等)により国民健康保険の資格を喪失する。 ・住民の届出(世帯分離、世帯合併、世帯変更、世帯主変更等)により国民健康保険の資格を変更する。 ・上記の異動に伴い、世帯主変更が発生した場合は、国民健康保険の世帯異動を行う。 ・住民の異動届出(マル学該当 等)により国民健康保険のマル学の該当(非該当)登録を行う。 ・住民の施設入所(退所)届出及び施設からの入所(退所)連絡表により国民健康保険の住所地特例の該当(非該当)登録を行う。 ■前期高齢者管理機能 ・前期高齢者(70歳以上、74歳以下)に対し、情報を管理できる。 ■証の発行 以下の証について、即時(個別)発行ができる。 - 資格確認書(高齢受給者証を兼ねたものを含む)、資格確認書(特別療養)、 - 資格情報のお知らせ、資格情報のお知らせ(特別療養) - 標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、 - 限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証 また、資格確認書(高齢受給者証を兼ねたものを含む)、資格確認書(特別療養)、資格情報のお知らせ、資格情報のお知らせ(特別療養)は一括発行が可能である。 ■履歴修正 ・国保世帯、国保喪失世帯に対し、直近及び履歴に対する資格情報(取得情報、喪失情報、退職情報)の修正を行う。 ・国保世帯、国保喪失世帯に対し、過去に遡って世帯の資格取得期間及び国保主、被保険者の設定を行う。 ■滞納者対策機能 ・保険料納付状況により、滞納対策の必要有無について管理できる。 ・滞納対策中の被保険者には、資格確認書(特別療養)または資格情報のお知らせ(特別療養)を発行することができる。 ■特定同一世帯所属者管理機能 ・後期高齢者医療制度加入により資格喪失した被保険者に対し、5年間の緩和措置対象者として管理を行うことができる。 ・世帯主と共に転出(他市区町村の国民健康保険へ加入)する際に、特定同一世帯所属者連絡票を発行できる。 ■旧被扶養者管理機能 ・世帯内に旧被扶養者が存在する場合、管理を行うことができる。 ・転出(他市区町村の国民健康保険へ加入)する際に、旧被扶養者異動連絡票を発行できる。 ■非自発的失業者管理機能 ・世帯内に非自発的失業者が存在する場合、管理を行うことができる。 ■国保連合会への報告データ作成機能 ・被保険者情報等を報告するファイルを作成できる。 ■健診情報管理機能 ・保健事業にかかる各種券の交付状況を照会し、各種券の再発行、および35歳～39歳健診受診券の新規発行ができる。 ■施設利用券管理機能 ・施設利用券の発行状況を照会し、窓口で発行した施設利用券の登録を行うことができる。

②システムの機能

[給付管理]

■レセプト情報等の取込、審査機能

- ・国保連合会より送付されてくるレセプト情報を取り込む。
- ・レセプト情報と資格情報を突合させ、過誤・再審査チェックを行う。また、診療期間の誤りではなく住民の意図的な被保険者証の誤使用の場合は、不当利得管理機能に情報を引き継ぐことができる。

■高額療養費管理機能

- ・国保連合会より受領した高額療養費情報を取り込む。
- ・国保連合会に委託しない場合、レセプト情報や療養費情報を元に高額療養費情報の計算を行う。
- ・計算した高額療養費情報を元に、該当被保険者に申請勧奨通知を発行する。
- ・住民から高額療養費支給申請により、高額療養費支給決定を行い、支給決定通知の発付・払込を行うことができる。

■療養費管理機能

- ・海外や急病による保険証提示が出来なかった場合、住民からの療養費支給申請により、療養費支給決定を行うことができる。
- ・柔道整復や針灸・マッサージ療養の場合、住民からの柔道整復施術療養費支給申請により、療養費支給決定を行うことができる。

■高額医療介護合算療養費管理機能

- ・国保連合会より受領した仮算定用介護分自己負担額情報を取り込む。
- ・受領した仮算定用介護分自己負担額情報とシステム内の自己負担額情報から仮算定を行う。
- ・仮算定結果から、該当被保険者に申請勧奨通知を発行する。
- ・国保連合会より受領した介護分自己負担額情報を取り込む。
- ・住民から高額医療介護合算療養費支給申請により、高額医療介護合算療養費支給決定を行い、住民向けの支給決定通知の発付・払い込みと保険者向け支給額計算結果連絡票の発付を行うことができる。

■出産育児一時金・葬祭費管理機能

- ・住民から出産育児一時金、葬祭費支給申請により、支給決定を行うことができる。

■不当利得管理機能

- ・レセプト審査処理において、不当利得と判定された場合、医療費保険者負担金額の返還請求等の管理ができる。

■第三者行為情報管理機能

- ・第三者行為に係る、請求情報、納付情報の登録により、請求書・給付内訳書の発行ができる。

[収納管理]

■賦課情報取込

・賦課情報登録機能

- 国民健康保険業務より、賦課情報を受け取り、収納情報に登録する。
- 更正が行われた場合は、更正処理後の賦課情報も受け取る。

■収納

・消込機能

- 納税義務者または各機関より各種納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。

・還付、充当機能

- 還付、充当の対象者を抽出し、充当先がある場合は、充当処理を行い、被保険者へ充当通知書を通知する。
- 充当先がない場合、該当被保険者に関する還付を行い、収納情報を更新する。

・督促、催告機能

- 納期限を過ぎても納付が行われていない被保険者を抽出し、督促状を出力する。
- 督促を実施しても納付が行われない被保険者を抽出し、段階的に催告書を出力する。

■口座振替管理機能

- 被保険者より口座振替に関する申込、変更、取消等を受け付け、金融機関へ照会等を行い、納付方法を登録、変更、取消を行う。

■滞納繰越:

・滞納繰越機能

- 前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。

■発行:

・各種証明書発行機能

- 納付証明書、完納証明書等を作成、交付する。

・納付書再発行機能

■照会:

・収納情報照会機能

- 該当の者に対する、課税・収納情報等を照会する。

■会計資料作成:

- 収入日計表、収納月計表等の各種会計資料が作成できる。

	[賦課管理] ■所得資産管理機能 ・個人住民税業務、固定資産税業務より、所得情報、資産情報の提供を受け、国民健康保険における所得情報として管理することができる。 ・また、他市区町村からの所得照会文書、あるいは簡易申告書からの所得情報も管理できる。 ■当初賦課計算機能 ・4／1仮算定処理及び住民税額確定後(6月初～7月)に行う本算定処理にて、当該年度の国民健康保険料の賦課を行うことができる。 ■賦課更正機能 ・資格異動、所得資産異動に伴い、当該年度の賦課を更正することができる。 ■減免管理機能 ・住民の減免申請(所得激変(貧困)、災害等)により国民健康保険料の免除、減額を行うことができる。 ■納入通知書(再)発行 ・暫定通知書、納入通知書、変更通知書の一括作成ができる ■特別徴収の決定機能 ・65歳以上の被保険者に対して年金天引き(特別徴収)の対象者を決定する。 ・特別徴収依頼情報、特別徴収中止依頼情報の管理を行う。 (年金保険者へ送付する特徴各種データの作成) また、特別徴収実績情報を管理し、収納消し込み情報を収納システムに連携している。 ■メンテナンス機能 ・賦課用の資格状況が必要な国保世帯に対して、賦課用の資格状況の修正を行う。 ・賦課額の強制修正が必要な国保世帯に対して、賦課根拠、確定賦課額、期別額を修正し収納側へ計算結果の引継を行う。 ■保険料の試算機能 ・国民健康保険に加入した場合等の保険料を試算できる。 ■料率設定機能 ・年度毎に料率情報の設定を行う。(シミュレーション用、賦課用) ・料率決定のシミュレーションを行うことができる。 [その他] ■報告資料等の作成機能 ・調整交付金資料、国民健康保険料の調べを作成できる。 ■口座登録・連携ファイル情報取得機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)	

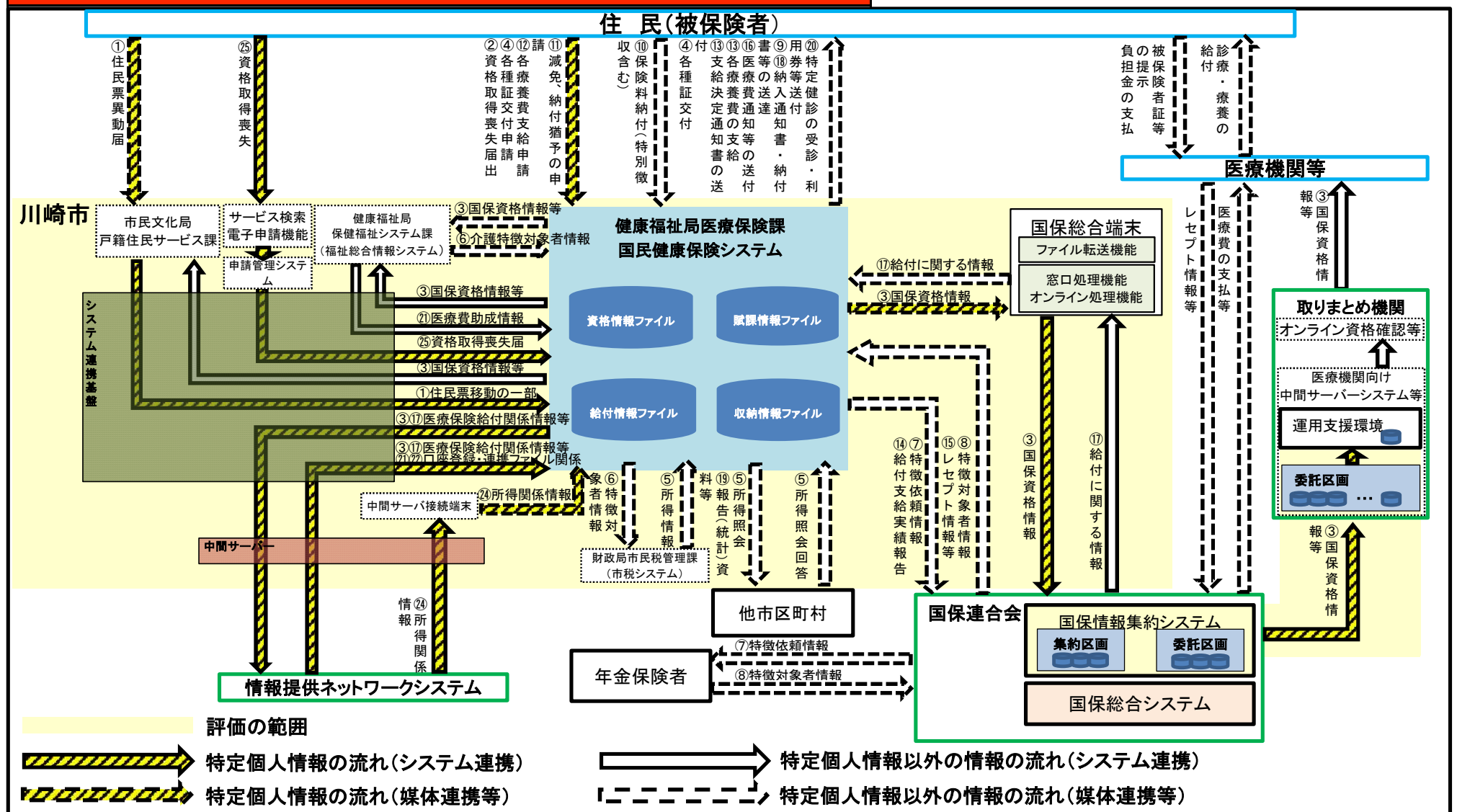
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下、「国保総合(国保集約)システム」(*)という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
②システムの機能	<資格継続業務> (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 <高額該当回数の引き継ぎ業務> (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 <オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供> (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 * ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム5									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下、「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、国保中央会及び支払基金(以下、「取りまとめ機関」という。)が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 ＜資格履歴管理事務に係る機能＞ - 資格履歴管理(評価対象) - 医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 - 運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 - オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) - 個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 ＜情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能＞ - 機関別符号取得(※2)(評価対象外) - 医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 - 支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 - 情報照会及び情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) - 市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 - 情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) - マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 ＜本人確認事務に係る機能＞ 個人番号取得 及び基本5情報取得(実施しないため評価対象外) - 市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td><td>[] 庁内連携システム</td></tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>[] 既存住民基本台帳システム</td></tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td><td>[] 税務システム</td></tr> <tr> <td>[☒] その他 (申請管理システム</td><td>)</td></tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[☒] その他 (申請管理システム	)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[☒] その他 (申請管理システム	)								

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	【住民向け機能】 マイナポータルの電子申請機能を利用して、自らが受け取ることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能。 【地方公共団体向け機能】 住民の電子申請に係る申請データ及び当該申請者の電子署名の検証結果に係るデータについて、地方公共団体に提供する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム7	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	1 番号紐付情報の最新化 住基システムから番号紐付情報の差分データを受領し、申請管理システムが持つ番号紐付情報を更新する機能 2 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 3 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 4 シリアル番号による申請者特定 申請管理システムで保持している番号紐付情報をもとに、電子署名検証結果データにあるシリアル番号を宛名番号へ変換する機能 5 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 6 申請処理状況データ連携 申請ステータスを変更した際に、ダウンロード機能へ変更した申請ステータスおよび自治体コメントを、申請処理状況データとして連携を行う機能 7 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ システム連携基盤 ）

システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	＜資格に関する事務＞ ・前医療保険者の資格情報を正確に取得する等により資格事務を適正に行う必要があるため。 ＜賦課に関する事務＞ ・転入前市区町村から被保険者等の所得情報を正確に取得する等により賦課徴収事務を適正に行う必要があるため。 ＜給付に関する事務＞ ・他保険者等の給付情報を正確に取得する等により給付事務を適正に行う必要があるため。 ＜収納に関する事務＞ ・他保険者等の収納情報を正確に取得する等により収納事務を適正に行う必要があるため。 ＜オンライン資格確認に関する事務＞ ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いる必要があるため。
②実現が期待されるメリット	＜資格に関する事務＞ ・他法の被保険者情報について情報提供を得られれば、従来では把握できなかった国保法第6条の該当及び非該当の確認ができ、より正確な被保険者資格の適正化が実現できる。 ＜賦課に関する事務＞ ・市外転入者の所得情報がシステム連携等が可能になれば、これまで文書による照会や添付書類により行っていた事務の効率化及び適正化が図られる。 ＜給付に関する事務＞ ・他保険者等の給付情報について情報提供を得られれば、本市国民健康保険との間で給付調整がスムーズに行われ、給付適正化が図られる。 ＜収納に関する事務＞ ・他保険者等の収納情報のシステム連携等が可能になれば、これまで文書による照会により行っていた事務の効率化及び適正化が図られる。 ＜オンライン資格確認に関する事務＞ ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の44の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 ・国保法第113条の3 第1項及び第2項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項、70の項、71の項、160の項 ・【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項、3の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項、161の項、173の項 ・番号法第9条第1項 別表の44の項 ・国保法第113条の3 第1項及び第2項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局医療保険部医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

<資格(被保険者)情報の管理に関する事務>

- ①住民異動による資格取得・喪失届の受理、確認／被保険者または世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認
- ②被用者保険の喪失による資格取得、被用者保険への加入に伴う資格喪失届の受理、確認
- ③被保険者の国保資格情報の連携
- ④資格確認書等の各種証の交付申請の受理、確認及び交付
- ⑤びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)を用いた、資格取得喪失届の受理、確認

<保険料の賦課・徴収管理に関する事務>

- ⑤保険料の算定等のための所得の把握
- ⑥保険料の徴収方法の決定等に関する情報(特別徴収に係る調査等)
- ⑦特別徴収の対象となる年金保険者の情報連携
- ⑧特別徴収の対象者となった年金保険者の情報連携
- ⑨保険料決定(更正)通知書等の発布
- ⑩保険料等の徴収
- ⑪保険料等の減免、納付猶予等の申請受理及び決定
- ⑫口座登録・連携ファイル関係情報の取得
- ⑭所得関係情報の取得

<給付管理に関する事務>

- ⑫各給付申請受理、確認
- ⑬各給付申請内容に基づき給付決定及び支給
- ⑭療養費等支給実績に関する報告
- ⑮レセプト情報を受領し、過誤・不当の確認
- ⑯医療費通知情報及び高額療養費情報を受領し、被保険者に医療費通知及び高額療養費通知を送付
- ⑰被保険者の国保給付情報の連携
- ⑱保険給付金の返還請求通知の発布
- ⑲口座登録・連携ファイル関係情報の取得

<その他>

- ⑲調整交付金等資料及び都道府県が納付金算定に必要な情報等(市町村基礎ファイル)を都道府県へ提供
- ⑳保健事業に係る特定健診の受診及び利用券等の送付
- ㉑医療費助成情報の受理

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・本市の国民健康保険被保険者及びその世帯主 ・過去に上記に該当していた者で、国保法第5条に該当しなくなった、又は国保法第6条に該当することとなったことにより被保険者資格を喪失した者及びその世帯主
その必要性	国民健康保険の被保険者に係る資格管理、保険料賦課・徴収、保険給付及び収納事務を行う上で、被保険者の正確な世帯構成及び所得状況等を把握する必要があるため。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	<識別情報> ・個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 ・その他識別情報(内部番号):本市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する。 <連絡先等情報> ・5情報:対象者の特定及び送付先等を管理するために保有する。 ・その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等を資格管理するために保有する。 <業務関係情報> ・地方税関係情報:保険料賦課の算定及び保険給付を行うために保有する。 ・医療保険関係情報:資格管理、保険料賦課の算定及び保険給付を行うために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報:資格管理及び保険給付を行うために保有する。 ・介護・高齢者福祉関係情報:保険料賦課の算定を行うために保有する。 ・雇用・労働関係情報:保険料賦課の算定を行うために保有する。 ・年金関係情報:保険料賦課の算定を行うために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	健康福祉局医療保険部医療保険課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課、健康福祉局介護保険課、健康福祉局生活保護・自立支援室) [○] 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) [] 民間事業者 () [○] その他 (神奈川県国保連合会)
②入手方法	[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))
③入手の時期・頻度	<本人又は本人の代理人から入手> ・申請書等による申請を受けた都度入手する。 <評価実施期間内の他部署から入手> ・識別情報及び連絡先等情報は、異動が生じた際に都度随時で入手する。 ・地方税関係情報は、異動が生じた際に月次で入手する(年約12回)。 ・医療保険関係情報は、異動が生じた際に都度随時で入手する。 ・介護・高齢者福祉関係情報は、異動が生じた際に月次で入手する(年約6回)。 ・年金関係情報は、異動が生じた際に月次で入手する(年約12回)。 ・生活保護・社会福祉関係情報は、異動が生じた際に都度随時で入手する。 <地方公共団体・地方独立行政法人から入手> ・他市区町村等に照会が必要が生じた際に都度入手する。 <国保連合会から入手> ・医療保険関係情報(被保険者情報)は、平成30年4月1日以後に、日次で入手する。 ・医療保険関係情報(高額該当引き継ぎ情報)は、平成30年4月1日以後に、月次で入手する(年約12回)。
④入手に係る妥当性	<本人又は本人の代理人から入手> ・番号法第9条第1項 別表の44の項の規定による <評価実施期間内の他部署から入手> ・番号法第14条第1項の規定による。 <地方公共団体・地方独立行政法人から入手> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項、70の項、71の項 ・番号法第14条第2項の規定による。 <国保連合会から入手> ・被保険者資格及び給付の管理を都道府県単位で実施する必要があるため、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が国民健康保険事業を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。
⑤本人への明示	<本人又は本人の代理人から入手> ・番号法第9条第1項及び別表の44の項により明示。 <評価実施期間内の他部署から入手> ・番号法第9条第2項に基づく条例により明示。 <地方公共団体・地方独立行政法人から入手> ・番号法第19条第8号に基づき、本人を通じて入手することとし、利用目的を本人に明示。 <国保連合会から入手> ・国保法第113条の3、国保法施行規則第44条の2及び第44条の3により明示。
⑥使用目的 ※	国民健康保険被保険者の資格管理、保険料賦課の算定、保険給付の支給及び収納管理を正確かつ効率的に行うため。
変更の妥当性	—

⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉局医療保険部医療保険課、収納管理課、保険医療政策部、各区区民サービス部保険年金課、区民課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		<資格情報の管理に関する事務> ・被保険者の資格情報の管理、照会及び各種証の発行 <保険料の賦課・徴収管理に関する事務> ・被保険者の賦課情報の管理、照会、保険料額の決定及び徴収 <給付管理に関する事務> ・被保険者の給付情報の管理、照会、給付支給額の決定及び支給
	情報の突合 ※	<資格情報の管理に関する事務> ・被保険者の資格取得喪失等の管理のため申請情報、識別情報及び医療保険関係情報と突合する。 <保険料の賦課・徴収管理に関する事務> ・被保険者の保険料賦課額決定等の管理のため申請情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報及び年金関係情報と突合する。 <給付管理に関する事務> ・被保険者の各種保険給付の支給等の管理のため申請情報、地方税関係情報及び医療保険関係情報と突合する。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報を用いた統計分析は実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・資格取得喪失の認定 ・各種証の交付 ・保険料賦課額の決定 ・保険給付の決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (6) 件	
委託事項1	国保システム運用保守業務	
①委託内容	ハードウェア・ソフトウェア、環境メンテナンス、機能改善、ソースプログラム及びデータベースの保守・管理、監視、解析、障害対応等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性	システムの運用管理等のためには、特定個人情報ファイルの全体を取り扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (運用・保守専用のシステム環境)	
⑤委託先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能	
⑥委託先名	日本電気 株式会社 神奈川支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	運用保守業務の一部を再委託
委託事項2～5		
委託事項2	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	

	その妥当性	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主（擬制世帯主）に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法（昭和22年法律第67号）」第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供（国保総合（国保集約）システム）のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()		
⑤委託先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能		
⑥委託先名	神奈川県国民健康保険団体連合会		
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合（国保集約）システムに関する運用業務の一部（バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録）など。	
委託事項3		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	
①委託内容	オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()		
⑤委託先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能		
⑥委託先名	神奈川県国民健康保険団体連合会		

再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)
委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	市区町村とオンライン資格確認等システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		○ 専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他 ()
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務

委託事項5		申請管理システム運用保守業務委託	
①委託内容		ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、ファイアーウォール等のログ監視・解析、トラブル対応等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	新たに国保法第5条に該当、又は国保法第6条に非該当になったことにより、被保険者資格を取得した者及びその世帯主	
	その妥当性	申請管理システムの安定的な稼働のための専門的な知識及び技術を有し、かつ開発元でもあるため	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入 [○] その他 (退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバからの直接操作) にて取扱いを行う。	
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能	
⑥委託先名		株式会社 日立製作所	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	
	⑨再委託事項	申請手続きの新規・修正等登録作業及び組織改編に伴う変更作業、異常検知時の確認作業等、運用・保守業務の一部を再委託	
委託事項6～10			
委託事項6		制度案内及び事務センタ業務委託	
①委託内容		制度に関する問合せに対応するコールセンタの運営業務及びその他各制度の運営に係る事務の一部	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	制度案内及びその他各制度の運営に係る事務等を行うためには、特定個人情報ファイルの全体を取り扱う必要があるため	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	

⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能	
⑥委託先名		株式会社 東計電算	
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	
	⑨再委託事項	運營業務の一部を再委託	
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		☐ 提供を行っている (25) 件 ☐ 移転を行っている (18) 件 ☐ 行っていない	
提供先1		全国健康保険協会	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項	
②提供先における用途		健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報		医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数		＜選択肢＞ [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
⑦時期・頻度		照会を受けた都度	
提供先2～5			
提供先2		健康保険組合	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項	
②提供先における用途		健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報		医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数		＜選択肢＞ [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		特定個人情報ファイルの範囲と同様	

⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先3	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の6の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先4	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先5	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の16の項	
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先6～10		
提供先6	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の19の項	
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先7	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の27の項	
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先8	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の38の項	
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先9	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先11～15	
提供先11	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の56の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先12	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先13	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先14	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先16～20	
提供先16	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の111の項
②提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先17	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先18	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先20	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先1	市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課	
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号	
②移転先における用途	住民基本台帳法第7条第10号に規定する住民基本台帳の記載事項	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先2	健康福祉局長寿社会部介護保険課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131の項	
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	必要に応じて都度	

移転先3	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の38の項
②移転先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先4	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先5	健康福祉局地域包括ケア推進室	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項	
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度	
移転先6～10		
移転先6	健康福祉局保険医療政策部感染症対策課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項	
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による 医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度	

移転先7	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 条例別表第2の2の項	
②移転先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険の給付に関する情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下、「介護保険給付等関係情報」という。)又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
⑦時期・頻度	必要に応じて都度	
移転先8	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項	
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
⑦時期・頻度	必要に応じて都度	

移転先9	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項
②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先10	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 条例別表第2の33の項
②移転先における用途	川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、障害者自立支援給付関係情報、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先11～15	
移転先11	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 条例別表第2の34の項
②移転先における用途	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、児童扶養手当関係情報、川崎市 市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市小児医療費助成条例による 医療費の助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先12	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 条例別表第2の35の項
②移転先における用途	川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険の給付に関する情報、川崎市重度障害者医療費助成 条例による医療費の助成に関する情報、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に 関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先13	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項
②移転先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先14	健康福祉局生活保護・自立支援室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先15	健康福祉局生活保護・自立支援室	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 条例別表第2の36の項	
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に 関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	児童福祉給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法による 公営住宅の管理に関する情報、医療保険の給付に関する情報、国民年金法による年金の被保険者の 資格に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け若 しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手 当の支給に関する情報、障害児福祉手当等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医 療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自 立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険 給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、難病の患者に対する医療等に関する法律による特 定医療費の支給に関する情報又は川崎市営住宅条例による市営従前居住者用住宅の管理に関する情 報であって規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑦時期・頻度	必要に応じて都度	
移転先16～20		
移転先16	財政局税務部市民税管理課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑦時期・頻度	必要に応じて都度	

移転先17	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の145の項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先18	健康福祉局保険医療政策部
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の27の項
②移転先における用途	予防接種法による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		＜国保システムにおける措置＞ ・セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。 ＜システム連携基盤における措置＞ ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報とは、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。														
②保管期間	期間	＜選択肢＞ <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr></table> [定められていない]			1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年													
4) 3年	5) 4年	6) 5年														
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上														
10) 定められていない																
	その妥当性	・国保法第110条及び第110条の2の規定により保険料賦課及び徴収権等は原則2年を経過したときには、時効により消滅する。ただし、時効の中断等の事由が生じた場合については、中断事由に応じた対応とするため、期間を定めていない。なお、国民健康保険情報は、異動が生じた時点から当該年度を含めて、5年間の保管期間を定め、保管期間終了後、消去する。														

③消去方法	＜国保システムにおける措置＞ ・システムのデータクリーニング機能にて消去を行う。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、国保システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜システム連携基盤における措置＞ ・システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期をとって、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者が特定個人情報を消去することは無い。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、システム連携基盤の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することは無い。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請管理システムのデータは事務手続きごとに定められた所定の保管期間を超過したデータを、バッチ処理によりデータベースから消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、保守委託事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜国保連合会以外からの入手＞ ・届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施するとともに、届出書のチェック欄にて複数人による確認を行い、証跡として残す。 ・届出書の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。 ＜国保連合会からの入手＞ ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・マイナポータルのサービス検索機能において、申請の要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請データの確認や審査に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・申請データを業務システムに登録後、業務システムに登録された内容と申請データを照合し、申請データの内容が正しく反映されているかを確認する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜国保連合会以外からの入手＞ ・各種届出書や他市区町村及び他部署からの情報の受理の際には、必要な情報のみを受理している。 ・システム等は利用する職員の権限を限定している。 ＜国保連合会からの入手＞ ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・評価対象の事務の遂行に必要な情報以外は登録できないよう、システム上担保されている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜国保連合会以外からの入手＞ ・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人に書面への記載を求めている。 ・照会等する際には、システムにアクセス権限設定を行い、不必要な情報へのアクセスを制限している。 ・システムによる操作を行った際には、誰が、いつ、どのように入手したかをシステム内に記録(ログ)している。 ＜国保連合会からの入手＞ ・国保総合PCは専用回線を用いるとともに、指定されたインターフェースのみ情報を受理できるよう制御している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	＜国保連合会以外からの入手＞ ・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 ＜国保連合会からの入手＞ ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	＜国保連合会以外からの入手＞ ・特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。 ・入手した特定個人情報は、国保システム内に保持している被保険者情報との照合を行っている。 ＜国保連合会からの入手＞ ①国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市及び他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。 ②本市国保システムにおける措置 ・入手した特定個人情報について、本市の国保システムの被保険者データとの不整合が確認できた場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜国保連合会以外からの入手＞ ・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区国保主管課を明記して、当該住所宛てに転送するようにしている。 ・特定個人情報が記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠保管する。 ・国保システムのネットワークは、接続する回線を専用回線（庁内）とし、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。 ＜国保連合会からの入手＞ ・国保システムと国保総合PCとの間の情報の授受において使用する電子的記録媒体については、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定し、保存する情報については、作業終了する都度、速やかに情報の削除を行う。また、定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視し、保管する必要のない電子的記録媒体は、シュレッダーで粉砕し破壊する。電子記録媒体は施錠保管する。 ・国保総合PCにおける措置として、本市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・本市の国保総合PCと国保連合会国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されることを職員に周知しているため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	国保システムでの番号利用業務以外の業務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、本システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請管理システムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。 ・利用する職員ごとに手続き単位で利用者制限を設定することで、アクセスできる情報を制限する。	
その他の措置の内容	国保総合PCにおける措置として、本市の職員等が不正にデータ抽出等できないように、データ抽出機能は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	＜国保総合PC以外における措置＞ ・国保システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることリスクを軽減している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能＞ ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・アクセス権限の発効・失効の管理は、所管課長が行っている。 ・所管課による異動届に基づき所管課長又は代理者が設定の変更を行い、その記録は都度更新し保管している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新する。

アクセス権限の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	
特定個人情報の使用の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	国保システム及び国保総合PCでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作ログの記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。また、情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 当該記録については、一定期間保持することとしている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 <申請管理システムにおける措置> ・システムの操作ログを記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作ログにより適宜確認する。 ・バックアップされた操作ログについて、定められた期間、サーバ上に保管する。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容		・操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・新任職員の研修等において、事務外利用の禁止について指導する。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前にの責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 <申請管理システムにおける措置> ・システムの操作ログを記録する。 ・事務外利用の禁止等についてルールを定め、システム利用職員に対し、ルールに従って業務を行うよう指導する。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜国保総合PC以外における措置＞ ・国保システム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・国保総合PCは、本市の職員等が不正にデータ抽出等できないように、データ抽出機能は、国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 ＜共通措置＞ ・委託業者(個人番号を含まない)との間の情報の授受において使用する電子的記録媒体については、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定し、保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報の削除を行う。また、定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視して、保管する必要のない電子的記録媒体は、シュレッダーで粉碎し破壊する。 電子記録媒体は施錠保管する。 ・ログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようにする。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

☐ 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	1 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 2 委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・作業者を限定及び管理するために、委託作業者の名簿を事前に提出させる。 ・閲覧・更新権限を持つ者を必要最小限に限定する。 ・閲覧・更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システムの的に操作を制限する。 ・操作ログを記録し、不正な使用がないことを確認する。 <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報へのアクセス履歴を記録する。 ・作業者及び作業内容を記載した作業記録を提出し、保管管理している。 <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 <申請管理システムにおける措置> ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。

特定個人情報の提供ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行う、又は報告を求めることも可能とする。	
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先に提供する際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行う、又は報告を求めることも可能とする。	
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・情報の複写及び第三者への提供の禁止 ・委託業務の終了時に、本委託業務において利用する特定個人情報について、本市の指定した方法により、返還又は廃棄する。 2 消去するデータで保管期限が経過したものについては、消去を実施した後、「入出力管理台帳」へ記録する。 <クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を行うこととしている。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	
その他の措置の内容		特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜国保連合会における措置＞

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報セキュリティ管理者の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。

＜取りまとめ機関における措置＞

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法第9条第2項及び第19条第11号に基づく案例に規定される事項に限り提供又は移転する。 ・同一機関内における移転の際は、提供先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを提供することとしている。 ・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・業務所管課によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 ・操作ログを記録し、誰がいつどの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録管理している。 ・システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・担当職員への特定個人情報保護についての周知徹底を行う。 ・特定個人情報の提供・移転時には、複数の担当者による等、内容の確認を行う。 ・閲覧、データ提供については、許可書、依頼書等で管理している。 ・庁内連携システム等によるデータ提供は、システム上、許可された提供先のみ提供されるよう制限している。 ・システム連携基盤において、あらかじめ設定された提供・移転先のみが連携可能となっており、また、すべての情報を連携することはできない仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(*1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(*2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(*3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (*1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (*2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (*3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は、照会対象者に付番された個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信及び特定個人情報の提供を実施するよう設計されているため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(*)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (*)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ②システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 ③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<国保システム及びシステム連携基盤における措置> ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 <システム連携基盤における措置> ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <国保総合PCにおける措置> ・端末設置場所は、入退館管理をしている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 <申請管理システムにおける措置> ・申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

具体的な対策の内容	<国保システムにおける措置> ・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 <システム連携基盤における措置> ・システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <国保総合PCにおける措置> ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している <申請管理システムにおける措置> ・申請管理システムでは、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・申請管理システムでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		
	⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 十分に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
	⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 十分に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
	再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<国保システムにおける措置> ・国保システムに登録した情報は、本人又は本人の代理人からの申請等により異動が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<国保総合PC以外における措置> ・国保システム内にある保存期間を経過したデータは、当該システムのバッチ処理により消去している。 ・電子記録媒体等の廃棄の際には、データ消去ソフトによる消去及び物理的粉砕を行うとともに、その記録を残している。 ・国保システムから出力した帳票は、保存期間経過後、溶解により消去するとともに、記録を残している。 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 <申請管理システムにおける措置> ・保管期間を過ぎた申請データについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムのバッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	・1年に1回、チェックシート等により自己点検を行うこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<外部監査> ・情報統括監理者(CIO)の責任において情報セキュリティ監査人(専門的技術を持った法人)に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を実施する。 ・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・川崎市国民健康保険システム及び後期高齢者医療システム情報セキュリティ実施要領に基づき、情報セキュリティに関する教育を実施することとしている。 ・新任職員に対して、特定個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施することとする。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ監理(入退室監理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	・健康福祉局医療保険部医療保険課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2632 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話番号:044-200-2108
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける
特記事項	—
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 閲覧は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は、実費を負担。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険業務ファイル
公表場所	川崎市ホームページ (https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000152460.html)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	・健康福祉局医療保険部医療保険課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2632
②対応方法	—

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、川崎市ホームページ及び事務所管課において全項目評価書を公開し、ファクス、郵送、持参、専用フォームにて意見を受け付けた。
②実施日・期間	令和7年5月23日から6月23日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	評価書の反映事項はなし
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年7月7日
②方法	川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)において第三者点検を実施予定。
③結果	国民健康保険法による国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価に関し、提出を受けた特定個人情報保護評価書を適合性及び妥当性の観点から点検したところ、特定個人情報保護評価指針及び川崎市情報セキュリティ基準にのっとり、特定個人情報ファイルの適正な取扱い及び必要な保護措置がとられているものと考えます。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)變更箇所

[illegible]

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供先21	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他（ ）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先22	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の145の項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他（ ）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先23	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他（ ）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先24	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の161の項
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）に基づき外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他（ ）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先25	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第 8 号に基づく主務省令第 2 条の表の 1 7 3 の項
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」（昭和48年 4 月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 （)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

1. 被保険者台帳情報

項目名		
1 世帯情報	34	国保番号枝番
2 国保番号	35	DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出
3 国保世帯番号	36	健診情報
4 国保主宛名番号	37	施設利用券情報
5 国保主個人番号	38	更新年月日
6 滞納情報	39	更新職員ID
7 調定額		
8 納付額		
9 個人情報		
10 宛名番号		
11 個人番号		
12 資格得喪情報		
13 取得日		
14 喪失日		
15 退職情報		
16 加入保険情報		
17 修学情報		
18 遠隔地施設情報		
19 住所地特例情報		
20 失業情報		
21 特定同一世帯所属者情報		
22 旧被扶養者情報		
23 保険証情報		
24 氏名		
25 住所		
26 性別		
27 生年月日		
28 高齢受給者証情報		
29 負担割合		
30 適用認定証・標準負担額減額証情報		
31 適用区分		
32 特定疾病療養受療証情報		
33 疾病名		

2. 賦課情報

項目名		
1 宛名番号	34	収入金額
2 国保番号	35	控除金額
3 個人番号	36	特別控除額
4 国保主宛名番号	37	住民税課税情報
5 国保主個人番号	38	資産情報
6 国保資格情報	39	単有資産税額
7 賦課情報	40	共有資産税額
8 相当年度	41	介護適用除外情報
9 課税年度	42	更新年月日
10 所得割額	43	更新職員ID
11 資産割額	44	
12 均等割額	45	
13 平等割額	46	
14 軽減情報	47	
15 減免情報	48	
16 期別情報	49	
17 年間賦課額	50	
18 特別徴収情報	51	
19 特別徴収対象者情報	52	
20 基礎年金番号	53	
21 年金保険者情報	54	
22 介護特別徴収情報	55	
23 氏名	56	
24 住所	57	
25 特別徴収金額情報	58	
26 特別徴収回付記録情報	59	
27 納入通知書情報	60	
28 氏名	61	
29 住所	62	
30 発付日	63	
31 賦課情報	64	
32 所得情報	65	
33 所得金額	66	

3. 給付情報

項目名	
1 宛名番号	47 支給年月日
2 国保番号	48 支払先情報
3 個人番号	49 公金受取口座の利用有無
4 国保主宛名番号	50 葬祭費
5 国保主個人番号	51 葬祭費申請情報
6 国保資格情報	52 申請者情報
7 若人所得区分	53 支給額
8 前期高齢者所得区分	54 支給情報
9 レセプト	55 支給決定日
10 レセプト基本情報	56 支給年月日
11 診療情報	57 支払先情報
12 費用額情報	58 公金受取口座の利用有無
13 公費情報	59 高額医療介護合算療養費
14 減免・猶予情報	60 申請書情報
15 状態区分	61 国保資格情報
16 療養費	62 後期資格情報
17 療養費申請情報	63 介護資格情報
18 診療情報	64 申請者情報
19 費用額情報	65 自己負担額情報
20 公費情報	66 医療分自己負担額情報
21 支給情報	67 介護分自己負担額情報
22 支給決定日	68 計算結果情報
23 支給年月日	69 自保険者分支給情報
24 支払先情報	70 他保険者分支給情報
25 公金受取口座の利用有無	71 支給情報
26 高額療養費	72 支給決定日
27 高額療養費基本情報	73 支給年月日
28 計算元若人所得区分	74 支払先情報
29 計算元前期高齢者所得区分	75 公金受取口座の利用有無
30 高額療養費計算内訳情報	76 不当利得情報
31 支給額	77 返納金情報
32 該当レセプト情報	78 対象レセプト情報
33 高額状況情報	79 第三者行為情報
34 申請情報	80 請求情報
35 支給情報	81 納付情報
36 支給決定日	82 更新年月日
37 支給年月日	83 更新職員ID
38 支払先情報	84
39 公金受取口座の利用有無	85
40 出産育児一時金	86
41 出産育児一時金申請情報	87
42 子情報	88
43 基準年月日	89
44 支給額	90
45 支給情報	91
46 支給決定日	92

4. 収納情報

項目名
1 賦課年度(賦課決定された年度)
2 課税年度(本来課税すべき年度)
3 科目
4 期別
5 宛名番号
6 個人番号
7 調定情報
8 調定額
9 納期限
10 納付情報
11 納付額
12 納付年月日
13 公金受取口座の利用有無
14 更新年月日
15 更新職員ID

5. 滞納情報

項目名
1 宛名番号
2 個人番号
3 財産情報
4 財産区分
5 処分情報
6 処分年月日
7 処分解除年月日
8 処分完了年月日
9 賦課年度
10 課税年度
11 科目
12 期別
13 分納情報
14 誓約年月日
15 誓約解除年月日
16 賦課年度
17 課税年度
18 科目
19 期別
20 執行停止情報
21 停止年月日
22 取消年月日
23 賦課年度
24 課税年度
25 科目
26 期別
27 更新年月日
28 更新職員ID

6. 口座登録・連携ファイル関係情報

項目名
1 金融機関コード
2 金融機関名(カナ)
3 店番
4 支店名(カナ)
5 預貯金種目コード
6 口座番号
7 名義人氏名(カナ)
8 記号
9 番号

<申請管理システム>

- 署名データ
- 署名用電子証明書
- 電子署名検証結果データ

項目名
1 署名検証年月日
2 署名検証結果
3 利用者用証明書シリアル番号
4 署名用証明書の氏名
5 署名用証明書の生年月日
6 署名用証明書の住所
7 署名用証明書の性別

4. シリアル番号紐付ファイル

項目名
1 シリアル番号
2 宛名番号
3 削除フラグ
4 登録ユーザID
5 登録ユーザ名称
6 登録日時
7 更新ユーザID
8 更新ユーザ名称
9 更新日時
10 排他キー

5. 点検完了資料情報ファイル

項目名	
1 親フォルダID	58 国保加入者情報2 フリガナ(氏)
2 フォルダID	59 国保加入者情報2 フリガナ(名)
3 資料ID	60 国保加入者情報2 生年月日(西暦年)
4 帳票グループID	61 国保加入者情報2 生年月日(月)
5 帳票種別ID	62 国保加入者情報2 生年月日(日)
6 イメージファイル名称	63 国保加入者情報2 性別
7 イメージファイルパス	64 国保加入者情報2 続柄(世帯主との関係)
8 予備項目文字列1	65 国保加入者情報2 個人番号
9 予備項目文字列2	66 国保加入者情報2 今回脱退した健康保険
10 予備項目文字列3	67 国保加入者情報2 健康保険資格喪失日(西暦年)
11 予備項目文字列4	68 国保加入者情報2 健康保険資格喪失日(月)
12 予備項目文字列5	69 国保加入者情報2 健康保険資格喪失日(日)
13 予備項目文字列6	70 国保加入者情報3 氏
14 予備項目文字列7	71 国保加入者情報3 名
15 予備項目文字列8	72 国保加入者情報3 フリガナ(氏)
16 予備項目文字列9	73 国保加入者情報3 フリガナ(名)
17 予備項目文字列10	74 国保加入者情報3 生年月日(西暦年)
18 届出人情報 宛先区長	75 国保加入者情報3 生年月日(月)
19 届出人情報 届出年月日(西暦年)	76 国保加入者情報3 生年月日(日)
20 届出人情報 届出年月日(月)	77 国保加入者情報3 性別
21 届出人情報 届出年月日(日)	78 国保加入者情報3 続柄(世帯主との関係)
22 届出人情報 氏	79 国保加入者情報3 個人番号
23 届出人情報 名	80 国保加入者情報3 今回脱退した健康保険
24 届出人情報 届出人の続柄(世帯主との関係)	81 国保加入者情報3 健康保険資格喪失日(西暦年)
25 届出人情報 郵便番号	82 国保加入者情報3 健康保険資格喪失日(月)
26 届出人情報 都道府県	83 国保加入者情報3 健康保険資格喪失日(日)
27 届出人情報 市区町村	84 国保加入者情報4 氏
28 届出人情報 番地以下	85 国保加入者情報4 名
29 届出人情報 届出人の電話番号	86 国保加入者情報4 フリガナ(氏)
30 届出人情報 資格取得者の人数	87 国保加入者情報4 フリガナ(名)
31 届出人情報 届出人のメールアドレス	88 国保加入者情報4 生年月日(西暦年)
32 世帯主情報 氏	89 国保加入者情報4 生年月日(月)
33 世帯主情報 名	90 国保加入者情報4 生年月日(日)
34 世帯主情報 フリガナ(氏)	91 国保加入者情報4 性別
35 世帯主情報 フリガナ(名)	92 国保加入者情報4 続柄(世帯主との関係)
36 世帯主情報 郵便番号	93 国保加入者情報4 個人番号
37 世帯主情報 都道府県	94 国保加入者情報4 今回脱退した健康保険
38 世帯主情報 市区町村	95 国保加入者情報4 健康保険資格喪失日(西暦年)
39 世帯主情報 番地以下	96 国保加入者情報4 健康保険資格喪失日(月)
40 世帯主情報 世帯主の個人番号	97 国保加入者情報4 健康保険資格喪失日(日)
41 世帯主情報 世帯主の電話番号(ハイフンなし)	98 国保加入者情報5 氏
42 国保加入者情報1 氏	99 国保加入者情報5 名
43 国保加入者情報1 名	100 国保加入者情報5 フリガナ(氏)
44 国保加入者情報1 フリガナ(氏)	101 国保加入者情報5 フリガナ(名)
45 国保加入者情報1 フリガナ(名)	102 国保加入者情報5 生年月日(西暦年)
46 国保加入者情報1 生年月日(西暦年)	103 国保加入者情報5 生年月日(月)
47 国保加入者情報1 生年月日(月)	104 国保加入者情報5 生年月日(日)
48 国保加入者情報1 生年月日(日)	105 国保加入者情報5 性別
49 国保加入者情報1 性別	106 国保加入者情報5 続柄(世帯主との関係)
50 国保加入者情報1 続柄(世帯主との関係)	107 国保加入者情報5 個人番号
51 国保加入者情報1 個人番号	108 国保加入者情報5 今回脱退した健康保険
52 国保加入者情報1 今回脱退した健康保険	109 国保加入者情報5 健康保険資格喪失日(西暦年)
53 国保加入者情報1 健康保険資格喪失日(西暦年)	110 国保加入者情報5 健康保険資格喪失日(月)
54 国保加入者情報1 健康保険資格喪失日(月)	111 国保加入者情報5 健康保険資格喪失日(日)
55 国保加入者情報1 健康保険資格喪失日(日)	
56 国保加入者情報2 氏	
57 国保加入者情報2 名	

6. 申請内容ファイル

	項目名		
1	受付番号	56	カナ氏名 氏2
2	カテゴリ名称	57	カナ氏名 名2
3	制度名称	58	生年月日_西暦年2
4	制度バージョン	59	生年月日_月2
5	手続きコード	60	生年月日_日2
6	手続き名称	61	性別2
7	手続き名称通称	62	続柄2
8	手続きバージョン	63	個人番号2
9	サービス提供者コード	64	今回脱退した健康保険2
10	サービス提供者名称	65	健康保険資格喪失日_西暦年2
11	申請ステータスコード	66	健康保険資格喪失日_月2
12	申請ステータス名称	67	健康保険資格喪失日_日2
13	申請日時	68	氏名 氏3
14	添付ファイル数	69	氏名_名3
15	添付ファイル種別名称	70	カナ氏名 氏3
16	添付ファイル名称	71	カナ氏名 名3
17	電話番号(連絡先)	72	生年月日_西暦年3
18	メールアドレス(連絡先)	73	生年月日_月3
19	氏名(漢字)	74	生年月日_日3
20	氏名(フリガナ)	75	性別3
21	生年月日	76	続柄3
22	性別	77	個人番号3
23	郵便番号	78	今回脱退した健康保険3
24	現住所	79	健康保険資格喪失日_西暦年3
25	申請者電話番号	80	健康保険資格喪失日_月3
26	FAX番号	81	健康保険資格喪失日_日3
27	国籍	82	氏名 氏4
28	宛先区長	83	氏名_名4
29	届出年月日_西暦年	84	カナ氏名 氏4
30	届出年月日_月	85	カナ氏名 名4
31	届出年月日_日	86	生年月日_西暦年4
32	届出人の続柄	87	生年月日_月4
33	資格取得者の人数	88	生年月日_日4
34	世帯主情報_氏	89	性別4
35	世帯主情報_名	90	続柄4
36	世帯主の氏名(カナ)_氏	91	個人番号4
37	世帯主の氏名(カナ)_名	92	今回脱退した健康保険4
38	世帯主の個人番号	93	健康保険資格喪失日_西暦年4
39	世帯主の電話番号	94	健康保険資格喪失日_月4
40	氏名 氏1	95	健康保険資格喪失日_日4
41	氏名_名1	96	氏名 氏5
42	カナ氏名 氏1	97	氏名_名5
43	カナ氏名 名1	98	カナ氏名 氏5
44	生年月日_西暦年1	99	カナ氏名 名5
45	生年月日_月1	100	生年月日_西暦年5
46	生年月日_日1	101	生年月日_月5
47	性別1	102	生年月日_日5
48	続柄1	103	性別5
49	個人番号1	104	続柄5
50	今回脱退した健康保険1	105	個人番号5
51	健康保険資格喪失日_西暦年1	106	今回脱退した健康保険5
52	健康保険資格喪失日_月1	107	健康保険資格喪失日_西暦年5
53	健康保険資格喪失日_日1	108	健康保険資格喪失日_月5
54	氏名 氏2	109	健康保険資格喪失日_日5
55	氏名_名2		

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1. 被保険者台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法)	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内の監査証跡(ログ)に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1. 被保険者台帳情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容)	【国保ハイアップシステムにおける措置】 ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 【システム連携基盤における措置】 ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	【国保ハイアップシステムにおける措置】 ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 【システム連携基盤における措置】 ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 【国保総合PCにおける措置】	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1. 被保険者台帳情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容) 1/2	【国保ハイアップシステムにおける措置】 ・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 【システム連携基盤における措置】 ・システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。	【国保ハイアップシステムにおける措置】 ・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 【システム連携基盤における措置】 ・システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1. 被保険者台帳情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容) 2/2	【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 【国保総合PCにおける措置】 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで利用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1. 被保険者台帳情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容)	・本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国保ハイアップシステムにも連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。	・国保ハイアップシステムに登録した情報は、本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 また、本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1. 被保険者台帳情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容)	・データ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定める。 ・保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、要領に定める方法により廃棄又は消去を実施した後、「入力情報保管台帳」及び「出力情報保管台帳」へ記録する。	・国保ハイアップシステムからのデータ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定める。 ・国保ハイアップシステムでは、保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、要領に定める方法により廃棄又は消去を実施した後、「入力情報保管台帳」及び「出力情報保管台帳」へ記録する。 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容)	・届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・届出書の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・届出書の内容を国保ハイアップシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容)	・保険料軽減や減免などの賦課に関する届出の際は、額の算定に必要な情報のみを受理している。 ・市民税主管課から提供を受ける所得データについて、国民健康保険料の算定に必要な情報のみを選定して受領している。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、保険料軽減や減免などの賦課に関する届出の際は、額の算定に必要な情報のみを受理している。 また、市民税主管課から提供を受ける所得データについて、国民健康保険料の算定に必要な情報のみを選定して受領している。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 また、調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・国保ハイアップシステムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容)	個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容)	・特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。 ・入力、訂正及び削除作業に用いた帳票等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し保管する。	国保ハイアップシステムにおける特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。 ・入力、訂正及び削除作業に用いた帳票等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し保管する。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り紛失するリスク リスクに対する措置の内容)	・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区・支所国保主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報が記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施設可能な場所に保管する。 ・国保ハイアップシステムのネットワークは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区・支所国保主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報が記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施設可能な場所に保管する。 ・国保ハイアップシステムのネットワークは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法)	国保ハイアップシステムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。	国保ハイアップシステムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作ログの記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。また、情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。当該記録については、一定期間保持することとしている。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容)	・システム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ・システム上、特定個人情報を扱うデータを含むファイルのダウンロードは行えない。	・国保ハイアップシステム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ・国保ハイアップシステムと委託業者(個人番号)を含まないとの間の情報の授受において使用する電子的記録媒体については、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定し、保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報の削除を行う。また、定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視して、保管する必要のない電子的記録媒体は、シュレッダーで粉砕し破壊する。電子記録媒体は施設保管する。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供のルール 委託者から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、当市職員が現地調査を行うことも可能とする。	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行う、又は報告を求めることも可能とする。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供のルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	・委託先に提供する際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。	・委託先に提供する際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行う、又は報告を求めることも可能とする。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法)	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内の監査証跡(ログ)に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク2: 特定個人情報情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容)	・本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国保ハイアップシステムにも連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。	・国保ハイアップシステムに登録した情報は、本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 また、本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 賦課情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク3: 特定個人情報情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容)	・データ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定める。 ・保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、要領に定める方法により廃棄又は消去を実施した後、「入力情報保管台帳」及び「出力情報保管台帳」へ記録する。	・国保ハイアップシステムからのデータ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定める。 ・国保ハイアップシステムでは、保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、要領に定める方法により廃棄又は消去を実施した後、「入力情報保管台帳」及び「出力情報保管台帳」へ記録する。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容)	・届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・届出書の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・届出書の内容を国保ハイアップシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。 ・国保総合PCにおける措置として、入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容)	・保険給付に関する届出の際は、額の算定に必要な情報のみを受理している。 ・市民税主管課から提供を受ける税所得データについて、保険給付の自己負担限度額の算定に必要な情報のみを選定して受領している。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、保険給付に関する届出の際は、額の算定に必要な情報のみを受理している。 また、市民税主管課から提供を受ける税所得データについて、保険給付の自己負担限度額の算定に必要な情報のみを選定して受領している。 ・国保総合PCにおける措置として、入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。また、調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・国保ハイアップシステムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。 ・国保総合PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容)	個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。 ・国保総合PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても本市の国保ハイアップシステムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容)	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容)	・特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。 ・入力、訂正及び削除作業に用いた帳票等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し保管する。	国保ハイアップシステムにおける特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。 ・入力、訂正及び削除作業に用いた帳票等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し保管する。 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市及び他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市及び他市の双方に配信され、本市及び他市の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容) 1/2	・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区・支所国保主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報が記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・国保ハイアップシステムのネットワークは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区・支所国保主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報が記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・国保ハイアップシステムのネットワークは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容) 2/2	(新規)	・国保総合PCにおける措置として、本市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容)	(新規)	国保総合PCにおける措置として、本市の職員等が不正にデータ抽出等できないように、データ抽出機能は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法)	国保ハイアップシステムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。	・国保ハイアップシステムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法)	国保ハイアップシステムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証拠の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。	国保ハイアップシステム及び国保総合PCでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作ログの記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。 また、情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 当該記録については、一定期間保持することとしている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容)	・システム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ・システム上、特定個人情報を扱うデータを含むファイルのダウンロードは行えない。	・国保ハイアップシステム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ・国保総合PCは、本市の職員等が不正にデータ抽出等できないように、データ抽出機能は、国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 ・国保ハイアップシステムと国保総合PC又は委託業者(個人番号を含まない)との間の情報の授受において使用する電子的記録媒体については、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定し、保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報の削除を行う。また、定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視して、保管する必要のない電子的記録媒体は、シュレッダーで粉砕し破壊する。電子記録媒体は施錠保管する。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供のルール 委託者から他者への提供に関するルール の内容及びルール遵守の確認方法)	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、当市職員が現地調査を行うことも可能とする。	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行う、又は報告を求めることも可能とする。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供のルール 委託元と委託先間の提供に関するルール の内容及びルール遵守の確認方法)	・委託先に提供する際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。	・委託先に提供する際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行う、又は報告を求めることも可能とする。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)	—	<国保連合会における措置> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報セキュリティ管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破壊する。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法)	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内の監査証跡(ログ)に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。	事後	形式的な変更であるため重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容)	【国保ハイアップシステムにおける措置】 ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 【システム連携基盤における措置】 ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	【国保ハイアップシステムにおける措置】 ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 【システム連携基盤における措置】 ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 【国保総合PCにおける措置】 ・端末設置場所は、入退館管理をしている。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容)1/2	【国保ハイアップシステムにおける措置】 ・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 【システム連携基盤における措置】 ・システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。	【国保ハイアップシステムにおける措置】 ・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 【システム連携基盤における措置】 ・システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容)2/2	【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 【国保総合PCにおける措置】 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク2:特定個人情報情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容)	・本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国保ハイアップシステムにも連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。	・国保ハイアップシステムに登録した情報は、本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 - また、本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 給付情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容)	・データ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定める。 ・保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、要領に定める方法により廃棄又は消去を実施した後、「入力情報保管台帳」及び「出力情報保管台帳」へ記録する。	・国保ハイアップシステムからのデータ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定める。 ・国保ハイアップシステムでは、保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、要領に定める方法により廃棄又は消去を実施した後、「入力情報保管台帳」及び「出力情報保管台帳」へ記録する。 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容)	・保険料賦課の情報については、保険料賦課の届出書の受理に際して、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施している。 ・収納システムでは、保険料賦課の対象者の情報を追加・訂正・削除することはできない。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、保険料収納の届出書の受理に際して、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施している。また、国保ハイアップシステムでは、保険料収納の対象者の情報を追加・訂正・削除することはできない。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容)	収納事務の遂行に必要なデータ以外はシステムに入力できない。	国保ハイアップシステムにおける措置として、収納事務の遂行に必要なデータ以外はシステムに入力できない。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。また、調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・国保ハイアップシステムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容)	個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。	国保ハイアップシステムにおける措置として、個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容)	・特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。 ・入力、訂正及び削除作業に用いた帳票等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し保管する。	国保ハイアップシステムにおける特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。 ・入力、訂正及び削除作業に用いた帳票等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し保管する。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容)	・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区・支所国保主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報が記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・国保ハイアップシステムのネットワークは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。	・国保ハイアップシステムにおける措置として、窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区・支所国保主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報が記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・国保ハイアップシステムのネットワークは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法)	国保ハイアップシステムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。	国保ハイアップシステムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作ログの記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。また、情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。当該記録については、一定期間保持することとしている。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容)	・システム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ・システム上、特定個人情報を扱うデータを含むファイルのダウンロードは行えない。	・国保ハイアップシステム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ・国保ハイアップシステムと委託業者(個人番号を含まない)との間の情報の授受において使用する電子的記録媒体については、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定し、保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報の削除を行う。また、定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視して、保管する必要のない電子的記録媒体は、シュレッダーで粉砕し破壊する。電子記録媒体は施錠保管する。	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供のルール 委託者から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、当市職員が現地調査を行うことも可能とする。	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行う、又は報告を求めることも可能とする。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供のルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	・委託先に提供する際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。	・委託先に提供する際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行う、又は報告を求めることも可能とする。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的方法)	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内の監査証跡(ログ)に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。	事後	形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容)	・本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国保ハイアップシステムにも連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。	・国保ハイアップシステムに登録した情報は、本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 また、本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。	事後	形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 収納情報ファイル 7. 特定個人情報ファイル保管・消去 リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容)	・データ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定める。 ・保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、要領に定める方法により廃棄又は消去を実施した後、「入力情報保管台帳」及び「出力情報保管台帳」へ記録する。	・国保ハイアップシステムからのデータ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定める。 ・国保ハイアップシステムでは、保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、要領に定める方法により廃棄又は消去を実施した後、「入力情報保管台帳」及び「出力情報保管台帳」へ記録する。	事後	形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成29年7月31日	I 基本情報(6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	・情報照会 番号法第19条第7号 別表第2の42の項(主務省令事項を定める命令第25条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号)、43の項、44の項(主務省令事項を定める命令第26条)、45の項、46の項 ・情報提供の根拠 番号法第19条第5号、第7号 別表第2の1の項(主務省令事項を定める命令第1条第1号、第2号)、2の項(主務省令事項を定める命令第2条第2号、第3号、第5号、第6号、第7号、第12号)、3の項(主務省令事項を定める命令第3条第2号、第3号、第5号、第6号、第7号、第8号)、4の項(主務省令事項を定める命令第4条第1号、第2号)、5の項(主務省令事項を定める命令第5条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号)、17の項、22の項、26の項(主務省令事項を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号第5号)、27の項(主務省令事項を定める命令第20条第8号)、30の項、33の項、39の項、42の項(主務省令事項を定める命令第25条第3号、第7号、第8号)、46の項、58の項、62の項(主務省令事項を定める命令第33条)、80の項(主務省令事項を定める命令第43条第3号、第5号、第7号)、87の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号)、88の項、93の項(主務省令事項を定める命令第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号)、97の項、106の項、109の項	I 基本情報(6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)の欄に記載のとおり	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 被保険者台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無)	☐ 提供を行っている(15)件 ☐ 移転を行っている(7)件	☐ 提供を行っている(17)件 ☐ 移転を行っている(7)件	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 被保険者台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16)	(新規)	国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の39の項 ②提供先における用途 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ・本市の国民健康保険被保険者及びその世帯主 ・過去に上記に該当していた者で、国保法第5条に該当しなくなった、又は国保法第6条に該当することとなったことにより被保険者資格を喪失した者及びその世帯主 ⑥提供方法 ☐ 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 被保険者台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17)	(新規)	地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の58の項 ②提供先における用途 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ・本市の国民健康保険被保険者及びその世帯主 ・過去に上記に該当していた者で、国保法第5条に該当しなくなった、又は国保法第6条に該当することとなったことにより被保険者資格を喪失した者及びその世帯主 ⑥提供方法 ☐ 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3. 給付情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無)	☐ 提供を行っている(12)件 ☐ 移転を行っている(7)件	☐ 提供を行っている(15)件 ☐ 移転を行っている(7)件	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3. 給付情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先13)	(新規)	日本私立学校振興・共済事業団 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の33の項 ②提供先における用途 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ・本市の国民健康保険被保険者及びその世帯主 ・過去に上記に該当していた者で、国保法第5条に該当しなくなった、又は国保法第6条に該当することとなったことにより被保険者資格を喪失した者及びその世帯主 ⑥提供方法 ☐ 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3. 給付情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14)	(新規)	国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の39の項 ②提供先における用途 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもので定めるもの ③提供する情報 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ・本市の国民健康保険被保険者及びその世帯主 ・過去に上記に該当していた者で、国保法第5条に該当しなくなった、又は国保法第6条に該当することとなったことにより被保険者資格を喪失した者及びその世帯主 ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3. 給付情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15)	(新規)	地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の58の項 ②提供先における用途 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ・本市の国民健康保険被保険者及びその世帯主 ・過去に上記に該当していた者で、国保法第5条に該当しなくなった、又は国保法第6条に該当することとなったことにより被保険者資格を喪失した者及びその世帯主 ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅰ 基本情報」5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第2の42、43、44、45及び46の項	・番号法第19条第8号別表第2の42、43、44、45及び46の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅰ 基本情報」5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109及び120の項	・番号法第19条第8号別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109及び120の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅲ リスク対策(プロセス)」 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	-	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅲ リスク対策(プロセス)」 5. 特定個人情報の提供・移転 ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。	・番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅲ リスク対策(プロセス)」 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対するシミュレーションの内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<地方公共団体・地方独立行政法人から入手> ・番号法第19条第7号に基づき、	<地方公共団体・地方独立行政法人から入手> ・番号法第19条第8号に基づき、	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	<地方公共団体・地方独立行政法人から入手> ・番号法第19条第7号に基づき、	<地方公共団体・地方独立行政法人から入手> ・番号法第19条第8号に基づき、	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の1の項	番号法第19条第8号 別表第2の1の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の2の項	番号法第19条第8号 別表第2の2の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の3の項	番号法第19条第8号 別表第2の3の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の4の項	番号法第19条第8号 別表第2の4の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の5の項	番号法第19条第8号 別表第2の5の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の9の項	番号法第19条第8号 別表第2の9の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の12の項	番号法第19条第8号 別表第2の12の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の15の項	番号法第19条第8号 別表第2の15の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の17の項	番号法第19条第8号 別表第2の17の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の22の項	番号法第19条第8号 別表第2の22の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の26の項	番号法第19条第8号 別表第2の26の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の27の項	番号法第19条第8号 別表第2の27の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の30の項	番号法第19条第8号 別表第2の30の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の33の項	番号法第19条第8号 別表第2の33の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の39の項	番号法第19条第8号 別表第2の39の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の42の項	番号法第19条第8号 別表第2の42の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の46の項	番号法第19条第8号 別表第2の46の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の58の項	番号法第19条第8号 別表第2の58の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先 19 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の62の項	番号法第19条第8号 別表第2の62の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先 20 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の78の項	番号法第19条第8号 別表第2の78の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先 21 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の80の項	番号法第19条第8号 別表第2の80の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先 22 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の87の項	番号法第19条第8号 別表第2の87の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先 23 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の88の項	番号法第19条第8号 別表第2の88の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先 24 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の93の項	番号法第19条第8号 別表第2の93の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先 25 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の97の項	番号法第19条第8号 別表第2の97の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先 26 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の106の項	番号法第19条第8号 別表第2の106の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先 27 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の109の項	番号法第19条第8号 別表第2の109の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	「Ⅱ ファイルの概要」 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先 28 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の120の項	番号法第19条第8号 別表第2の120の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月27日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	右記を追記	情報提供ネットワークシステムから国民健康保険システムへ「①②③口座登録・連携ファイル関係情報」の連携を追加	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和5年1月27日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	<資格(被保険者)情報の管理に関する事務> (省略) <保険料の賦課・徴収管理に関する事務> ⑤保険料の算定等のための所得の把握 ⑥保険料の徴収方法の決定等に関する情報(特別徴収に係る調査等) ⑦特別徴収の対象となる年金保険者の情報連携 ⑧特別徴収の対象者となった年金保険者の情報連携 ⑨保険料決定(更正)通知書等の発布 ⑩保険料等の徴収 ⑪保険料等の減免、納付猶予等の申請受理及び決定 <給付管理に関する事務> ⑫各給付申請受理、確認 ⑬各給付申請内容に基づき給付決定及び支給 ⑭療養費等支給実績に関する報告 ⑮レセプト情報を受領し、過誤・不当の確認 ⑯医療費通知情報及び高額療養費情報を受領し、被保険者に医療費通知及び高額療養費通知を送付 ⑰被保険者の国保給付情報の連携 ⑱保険給付金の返還請求通知の発布(省略)	<資格(被保険者)情報の管理に関する事務> (省略) <保険料の賦課・徴収管理に関する事務> ⑤保険料の算定等のための所得の把握 ⑥保険料の徴収方法の決定等に関する情報(特別徴収に係る調査等) ⑦特別徴収の対象となる年金保険者の情報連携 ⑧特別徴収の対象者となった年金保険者の情報連携 ⑨保険料決定(更正)通知書等の発布 ⑩保険料等の徴収 ⑪保険料等の減免、納付猶予等の申請受理及び決定 ⑫口座登録・連携ファイル関係情報の取得 <給付管理に関する事務> ⑫各給付申請受理、確認 ⑬各給付申請内容に基づき給付決定及び支給 ⑭療養費等支給実績に関する報告 ⑮レセプト情報を受領し、過誤・不当の確認 ⑯医療費通知情報及び高額療養費情報を受領し、被保険者に医療費通知及び高額療養費通知を送付 ⑰被保険者の国保給付情報の連携 ⑱保険給付金の返還請求通知の発布 ⑲③口座登録・連携ファイル関係情報の取得(省略)	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和81年12月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目)	[] その他 ()	[○] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和5年1月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元)	[] 行政機関・独立行政法人等 ()	[○] 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁)	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和5年1月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	右記を追記	<口座登録・連携ファイル関係情報> 項番 名称 1 金融機関コード 2 金融機関名(カナ) 3 店番 4 支店名(カナ) 5 預貯金種目コード 6 口座番号 7 名義人氏名(カナ) 8 記号 9 番号	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和5年1月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<給付情報> (省略) 14 点数 (省略) 52 公費食事標準負担額 (省略) 55 国保食事療養費標準負担額 (省略)	<給付情報> (省略) 14 点数表 (省略) (省略) (省略)	事後	誤字、重複の修正であり、経緯な変更であるため重要な変更にあたらない
令和5年1月27日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	国民健康保険システムのシステム機能に右記を追記	・情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月27日	I 基本情報(別添1)事務内容	<その他> (省略) 医療費助成情報の受理	<その他> (省略) ②医療費助成情報の受理	事後	誤字、重複の修正であり、経緯な変更であるため重要な変更に当たらない
令和6年3月26日	Ⅲ リスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	Ⅲ リスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照		事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	Ⅲ リスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照		事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法)	川崎市個人情報保護条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所)	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000047748.html)	川崎市ホームページ (https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000152460.html)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・併用 ⑦使用の主体 使用部署)	健康福祉局医療保険部医療保険課、収納管理課、保健所健康増進課、各区区民サービス部保険年金課、区民課及び各支所区民センター	健康福祉局医療保険部医療保険課、収納管理課、保険医療政策部、各区区民サービス部保険年金課、区民課及び各支所区民センター	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3)	健康福祉局障害保健福祉部精神保健福祉センター	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6)	健康福祉局保健所感染症対策課	健康福祉局保険医療政策部	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先12)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先13)	こども未来局こども支援部こども保健福祉課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先17)	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課、こども未来局こども支援部こども保健福祉課	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先18)	健康福祉局保健所感染症対策課	健康福祉局保険医療政策部	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項3」「2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「再委託」「⑧再委託の許諾方法」	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化eto)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」「具体的な方法」	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を行うこととしている。	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を行うこととしている。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	重要な変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和6年3月26日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」「具体的な制限方法」	・作業者を限定及び管理するために、委託作業者の名簿を事前に提出させる。 ・閲覧・更新権限を持つ者を必要最小限に限定する。 ・閲覧・更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム的に操作を制限する。 ・操作ログを記録し、不正な使用がないことを確認する。	・作業者を限定及び管理するために、委託作業者の名簿を事前に提出させる。 ・閲覧・更新権限を持つ者を必要最小限に限定する。 ・閲覧・更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム的に操作を制限する。 ・操作ログを記録し、不正な使用がないことを確認する。 <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	事前	重要な変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和6年3月26日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」「具体的な方法」	・特定個人情報へのアクセス履歴を記録する。 ・作業内容及び作業内容を記載した作業記録を提出し、保管管理している。	・特定個人情報へのアクセス履歴を記録する。 ・作業内容及び作業内容を記載した作業記録を提出し、保管管理している。 <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	重要な変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「特定個人情報の消去ルール」「ルールの内容及びルール遵守の確認方法」	1 委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・情報の複写及び第三者への提供の禁止 ・委託業務の終了時に、本委託業務において利用する特定個人情報について、本市の指定した方法により、返還又は廃棄する。 2 消去するデータで保管期限が経過したものについては、消去を実施した後、「入出力管理台帳」へ記録する。	1 委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・情報の複写及び第三者への提供の禁止 ・委託業務の終了時に、本委託業務において利用する特定個人情報について、本市の指定した方法により、返還又は廃棄する。 2 消去するデータで保管期限が経過したものについては、消去を実施した後、「入出力管理台帳」へ記録する。 ＜クラウド移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	事前	重要な変更に該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和6年8月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	国民健康保険は、国民健康保険法(以下、「国保法」という。)に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行うものである。川崎市では、国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第1の30の項の規定により、次の事務において、特定個人情報を取り扱うこととなる。 ＜資格(被保険者)情報の管理に関する事務＞ ・転入・転出や被用者保険への加入・喪失等による資格取得喪失届の受理、確認 ・被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 ・被保険者証、高齢受給者証等の各種証の交付申請の受理、確認及び交付 ＜保険料の賦課・徴収管理に関する事務＞ ・保険料の算定のための所得の管理 ・保険料の賦課計算、決定及び徴収 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請の受理及び決定	国民健康保険は、国民健康保険法(以下、「国保法」という。)に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行うものである。川崎市では、国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第1の30の項の規定により、次の事務において、特定個人情報を取り扱うこととなる。 ＜資格(被保険者)情報の管理に関する事務＞ ・転入・転出や被用者保険への加入・喪失等による資格取得喪失届の受理、確認 ・被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 ・被保険者証、高齢受給者証等の各種証の交付申請の受理、確認及び交付 ・びつたりサービス(サービス検索・電子申請機能)を用いた電子データ受信 ＜保険料の賦課・徴収管理に関する事務＞ ・保険料の算定のための所得の管理 ・保険料の賦課計算、決定及び徴収 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請の受理及び決定	事前	
令和6年8月30日		＜給付管理に関する事務＞ ・療養費等の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・高額療養費・高額介護合算療養費の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・高額療養費の多徴回該当の引き継ぎ ・出産育児一時金・葬祭費の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・特定疾病療養の申請の受理、確認、認定及び支給 ・一部負担金減免による申請及び決定 ・他の法令による医療に関する給付との調整 ・傷病手当金等の支給 ・第三者の行為による被害の届出受理、確認及び求償 ・保険給付の一時差止 ＜保健事業に関する事務＞ ・被保険者に対する健康診査及び保健指導 ・生活習慣病の重症化予防	＜給付管理に関する事務＞ ・療養費等の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・高額療養費・高額介護合算療養費の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・高額療養費の多徴回該当の引き継ぎ ・出産育児一時金・葬祭費の給付申請の受理、確認、認定及び支給 ・特定疾病療養の申請の受理、確認、認定及び支給 ・一部負担金減免による申請及び決定 ・他の法令による医療に関する給付との調整 ・傷病手当金等の支給 ・第三者の行為による被害の届出受理、確認及び求償 ・保険給付の一時差止 ＜保健事業に関する事務＞ ・被保険者に対する健康診査及び保健指導 ・生活習慣病の重症化予防 ＜中間サーバに係る事務＞ 番号法別表第2に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、国民健康保険の事務に係る特定個人情報を中間サーバに登録する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日		<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下、「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会(以下、「国保中央会」という。)が、本市からの委託を受けて、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・医療保険者向け中間サーバー等における期間別符号取得事務 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)が、本市からの委託を受けて、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 *なお、関係する部署および機関との特定個人情報ファイル等の流れについて、別添1に記す。	<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下、「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会(以下、「国保中央会」という。)が、本市からの委託を受けて、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・医療保険者向け中間サーバー等における期間別符号取得事務 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)が、本市からの委託を受けて、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 *なお、関係する部署および機関との特定個人情報ファイル等の流れについて、別添1に記す。	事前	
令和6年8月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ②システムの機能[資格管理]	<資格管理機能> ・資格異動(新規加入含む)による資格の取得・喪失・履歴等を管理する機能 ・被保険者証等の発行・履歴の管理をする機能 ・資格異動情報を連携する機能	[資格管理] ■資格異動管理機能 ・住民の異動届出(転入、出生、他保険離脱、生活保護廃止等)及び職権により国民健康保険の資格を取得する。 ・住民の異動届出(転出、死亡、他保険加入、生活保護開始等)及び職権(後期高齢医療制度加入等)により国民健康保険の資格を喪失する。 ・住民の届出(世帯分離、世帯合併、世帯変更、世帯主変更等)により国民健康保険の資格を変更する。 上記の異動に伴い、世帯主変更が発生した場合は、国民健康保険の世帯異動を行う。 ・住民の異動届出(マル学該当 等)により国民健康保険のマル学の該当(非該当)登録を行う。 ・住民の施設入所(退所)届出及び施設からの入所(退所)連絡表により国民健康保険の住所地特例の該当(非該当)登録を行う。 ■前期高齢者管理機能 ・前期高齢者(70歳以上、74歳以下)に対し、情報を管理できる。 ■証の発行 以下の証について、即時(個別)発行ができる。被保険者証、短期被保険者証、資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証 また、被保険者証、短期被保険者証、高齢受給者証は一括発行が可能である。 ■履歴修正 ・国保世帯、国保喪失世帯に対し、直近及び履歴に対する資格情報(取得情報、喪失情報、退職情報)の修正を行う。 ・国保世帯、国保喪失世帯に対し、過去に遡って世帯の資格取得期間及び国保主、被保険者の設定を行う。	事前	
令和6年8月30日			■滞納者対策機能 ・保険料納付状況により、滞納対策の必要有無について管理できる。 ・滞納対策中の被保険者には、短期被保険者証及び資格証明書を発行することができる。 ■特定同一世帯所属者管理機能 ・後期高齢者医療制度加入により資格喪失した被保険者に対し、5年間の緩和措置対象者として管理を行うことができる。 ・世帯主と共に転出(他市町村の国民健康保険へ加入)する際に、特定同一世帯所属者連絡票を発行できる。 ■旧被扶養者管理機能 ・世帯内に旧被扶養者が存在する場合、管理を行うことができる。 ・転出(他市町村の国民健康保険へ加入)する際に、旧被扶養者異動連絡票を発行できる。 ■非自発的失業者管理機能 ・世帯内に非自発的失業者が存在する場合、管理を行うことができる。 ■国保連合会への報告データ作成機能 ・被保険者情報等を報告するファイルを作成できる。 ■健診情報管理機能 ・保健事業にかかる各種券の交付状況を照会し、各種券の再発行、および35歳～39歳健診受診券の新規発行ができる。 ■施設利用券管理機能 ・施設利用券の発行状況を照会し、窓口で発行した施設利用券の登録を行うことができる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能 [賦課管理]	< 賦課管理機能 > ・国民健康保険被保険者における所得等の情報の登録・修正を管理する機能 ・保険料の賦課決定、修正及び納入通知書の作成をする機能 ・特別徴収(年金)の徴収を決定する機能	[賦課管理] ■ 所得資産管理機能 ・個人住民税業務、固定資産税業務より、所得情報、資産情報の提供を受け、国民健康保険における所得情報として管理することができる。 ・また、他市町村からの所得照会文書、あるいは簡易申告書からの所得情報も管理できる。 ■ 当初賦課計算機能 ・4/1仮算定処理及び住民税額確定後(6月初～7月)に行う本算定処理にて、当該年度の国民健康保険料の賦課を行うことができる。 ■ 賦課更正機能 ・資格異動、所得資産異動に伴い、当該年度の賦課を更正することができる。 ■ 減免管理機能 ・住民の減免申請(所得激変(貧困)、災害等)により国民健康保険料の免除、減額を行うことができる。 ■ 納入通知書(再)発行 ・暫定通知書、納入通知書、変更通知書の一括作成ができる ■ 特別徴収の決定機能 ・65歳以上の被保険者に対して年金天引き(特別徴収)の対象者を決定する。 ・特別徴収依頼情報、特別徴収中止依頼情報の管理を行う。 (年金保険者へ送付する特徴各種データの作成) また、特別徴収実績情報を管理し、収納消し込み情報を収納システムに連携している。 ■ メンテナンス機能 ・賦課用の資格状況が必要な国保世帯に対して、賦課用の資格状況の修正を行う。 ・賦課額の強制修正が必要な国保世帯に対して、賦課根拠、確定賦課額、期別額を修正し収納側へ計算結果の引継を行う。	事前	
令和6年8月30日			■ 保険料の試算機能 ・国民健康保険に加入した場合等の保険料を試算できる。 ■ 料率設定機能 ・年度毎に料率情報の設定を行う。(シミュレーション用、賦課用) ・料率決定のシミュレーションを行うことができる。	事前	
令和6年8月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能 [給付管理]	< 給付管理機能 > ・レセプト情報の取込み、管理する機能 ・各種給付情報(療養費・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費等)の申請、支給及び履歴管理する機能	[給付管理] ■ レセプト情報等の取込、審査機能 ・国保連合会より送付されてくるレセプト情報を取り込む。 ・レセプト情報と資格情報を突合せ、過誤・再審査チェックを行う。また、診療期間の誤りではなく住民の意図的な被保険者証の誤使用の場合は、不当利得管理機能に情報を引き継ぐことができる。 ■ 高額療養費管理機能 ・国保連合会より受領した高額療養費情報を取り込む。 ・国保連合会に委託しない場合、レセプト情報や療養費情報を元に高額療養費情報の計算を行う。 ・計算した高額療養費情報を元に、該当被保険者に申請勧奨通知を発行する。 ・住民から高額療養費支給申請により、高額療養費支給決定を行い、支給決定通知の発付・払込を行うことができる。 ■ 療養費管理機能 ・海外や急病による保険証提示が出来なかった場合、住民からの療養費支給申請により、療養費支給決定を行うことができる。 ・柔道整復や針灸・マッサージ療養の場合、住民からの柔道整復施術療養費支給申請により、療養費支給決定を行うことができる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日			■高額医療介護合算療養費管理機能 ・国保連合会より受領した仮算定用介護分自己負担額情報を取り込む。 ・受領した仮算定用介護分自己負担額情報とシステム内の自己負担額情報から仮算定を行う。 ・仮算定結果から、該当被保険者に申請勧奨通知を発行する。 ・国保連合会より受領した介護分自己負担額情報を取り込む。 ・住民から高額医療介護合算療養費支給申請により、高額医療介護合算療養費支給決定を行い、住民向けの支給決定通知の発付・払い込みと保険者向け支給額計算結果連絡票の発付を行うことができる。 ■出産育児一時金・葬祭費管理機能 ・住民から出産育児一時金、葬祭費支給申請により、支給決定を行うことができる。 ■不当利得管理機能 ・レセプト審査処理において、不当利得と判定された場合、医療費保険者負担金額の返還請求等の管理ができる。 ■第三者行為情報管理機能 ・第三者行為に係る、請求情報、納付情報の登録により、請求書・給付内訳書の発行ができる。	事前	
令和6年8月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 [収納管理]	<収納管理機能> ・保険料の収納情報の取込み、管理する機能 ・保険料の納付書を発行する機能 ・保険料の収納情報から還付、充当、督促、催告等に関する通知書等を作成及び管理する機能 ・口座振替に関する情報の登録・変更・取消を管理する機能	[収納管理] ■賦課情報取込 ・賦課情報登録機能 国民健康保険業務より、賦課情報を受け取り、収納情報に登録する。 更正が行われた場合は、更正処理後の賦課情報も受け取る。 ■収納 ・消込機能 納税義務者または各機関より各種納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。 ・還付、充当機能 還付、充当の対象者を抽出し、充当先がある場合は、充当処理を行い、被保険者へ充当通知書を送付する。 充当先がない場合、該当被保険者に関する還付を行い、収納情報を更新する。 ・督促、催告機能 納期限を過ぎても納付が行われていない被保険者を抽出し、督促状を出力する。 督促を実施しても納付が行われない被保険者を抽出し、段階的に催告書を出力する。 ■口座振替管理機能 被保険者より口座振替に関する申込、変更、取消等を受け付け、金融機関へ照会等を行い、納付方法を登録、変更、取消を行う。 ■滞納繰越 ・滞納繰越機能 前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。 ■発行 ・各種証明書発行機能 納付証明書、完納証明書等を作成、交付する。 ・納付書再発行機能	事前	
令和6年8月30日			■照会 ・収納情報照会機能 該当の者に対する、課税・収納情報等を照会する。 ■会計資料作成 収入日計表、収納月計表等の各種会計資料が作成できる。	事前	
令和6年8月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	右記を追加	[○]その他 (申請管理システム)	事前	
令和6年8月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	右記を追記	①システムの名称 サービス検索・電子申請機能 ②システムの機能 【住民向け機能】 マイナポータルの電子申請機能を利用して、自らが受け取ることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能。 【地方公共団体向け機能】 住民の電子申請に係る申請データ及び当該申請者の電子署名の検証結果に係るデータについて、地方公共団体に提供する機能。 ③他のシステムとの接続 [○]庁内連携システム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7	右記を追記	①システムの名称 申請管理システム ②システムの機能 1 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 2 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 3 シリアル番号による申請者特定 申請ZIPの電子署名検証結果データにあるシリアル番号を基にシステム連携基盤から宛名番号を取得し、データベース等に格納する機能 4 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 5 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能 ③他のシステムとの接続 [○]システム連携基盤	事前	
令和6年8月30日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	右記を追記	情報提供ネットワークシステムから、中間サーバ接続端末経由で国民健康保険システムへ「㊤所得関係情報」の連携を追加	事前	
令和6年8月30日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	右記を追記	住民から、びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)経由での、国民健康保険システムへ「㊤資格取得喪失届出」の連携を追加	事前	
令和6年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(4) 件	(6) 件	事前	
令和6年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	右記を追記	申請管理システム運用保守業務委託 ①委託内容 ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、ファイアウォール等のログ監視・解析、トラブル対応等 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 [特定個人情報ファイルの全体] 対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 対象となる本人の範囲 新たに国保法第5条に該当、又は国保法第6条に非該当になったことにより、被保険者資格を取得した者及びその世帯主 その妥当性 申請管理システムの安定的な稼働のための専門的な知識及び技術を有し、かつ開発元でもあるため ③委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [○]その他(セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバからの直接操作にて取扱いを行う。 ⑤委託先名の確認方法 川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能 ⑥委託先名 株式会社 日立製作所 ⑦再委託の有無 [再委託する] ⑧再委託の許諾方法 委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ⑨再委託事項 運用・保守業務の一部を再委託	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	右記を追記	制度案内及び事務センタ業務委託 ①委託内容 制度に関する問合せに対応するコールセンタの運営業務及びその他各制度の運営に係る事務の一部 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 [特定個人情報ファイルの全体] 対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲と同様 その妥当性 制度案内及びその他各制度の運営に係る事務等を行うためには、特定個人情報ファイルの全体を取り扱う必要があるため ③委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [○]専用線 ⑤委託先名の確認方法 川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能 ⑦再委託の有無 [再委託しない]	事前	
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<国保システムにおける措置> ・セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。 <システム連携基盤における措置> ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<国保システムにおける措置> ・セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。 <システム連携基盤における措置> ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 <申請管理システムにおける措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。	事前	
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<国保システムにおける措置> ・システムのデータクレンジング機能にて消去を行う。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、国保システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <システム連携基盤における措置> ・システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期をとって、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者が特定個人情報を消去することは無い。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、システム連携基盤の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することは無い。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<国保システムにおける措置> ・システムのデータクレンジング機能にて消去を行う。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、国保システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <システム連携基盤における措置> ・システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期をとって、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者が特定個人情報を消去することは無い。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、システム連携基盤の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することは無い。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日			<サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 <申請管理システムにおける措置> ・申請管理システムのデータは事務手続きごとに定められた所定の保管期間を超過したデータを、バッチ処理によりデータベースから消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、保守委託事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 住記・宛名情報	1 宛名番号 2 履歴番号 3 住民種別コード 4 住記外国人住民状態コード 5 住民状態コード 6 世帯番号 7 住所_住所区分 8 住所_住所名1 9 住所_方書名 10 住所_郵便番号 11 住所_行政区1コード 12 氏名 13 氏名カナ 14 通称名 15 通称名カナ 16 併記名 17 生年月日 18 性別コード 19 世帯主氏名 20 世帯主氏名カナ	記載を削除	事前	
令和6年8月30日		21 続柄コード 22 住民年月日 23 住民届出年月日 24 住定年月日 25 住定届出年月日 26 住なく年月日 27 住なく届出年月日 28 国籍コード 29 在留資格コード 30 在留期間_自 31 在留期間_至 32 異動自由コード 33 登録年月日 34 異動年月日 35 届出年月日 36 処理年月日 37 発行停止区分 38 個人番号	記載を削除	事前	
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 被保険者台帳情報	右記に修正	1世帯情報 2国保番号 3国保世帯番号 4国保主宛名番号 5国保主個人番号 6滞納情報 7調定額 8納付額 9個人情報 10宛名番号 11個人番号 12資格得喪情報 13取得日 14喪失日 15退職情報 16加入保険情報 17修学情報 18遠隔地施設情報 19住所地特例情報 20失業情報 21特定同一世帯所属者情報 22旧被扶養者情報 23保険証情報 24氏名 25住所	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日			26性別 27生年月日 28高齢受給者証情報 29負担割合 30適用認定証・標準負担額減額証情報 31適用区分 32特定疾病療養受療証情報 33疾病名 34国保番号枝番 35DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出 36健診情報 37施設利用券情報 38更新年月日 39更新職員ID	事前	
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 賦課情報	右記に修正	1宛名番号 2国保番号 3個人番号 4国保主宛名番号 5国保主個人番号 6国保資格情報 7賦課情報 8相当年度 9課税年度 10所得割額 11資産割額 12均等割額 13平等割額 14軽減情報 15減免情報 16期別情報 17年間賦課額 18特別徴収情報 19特別徴収対象者情報 20基礎年金番号 21年金保険者情報 22介護特別徴収情報 23氏名 24住所 25特別徴収金額情報	事前	
令和6年8月30日			26特別徴収回付記録情報 27納入通知書情報 28氏名 29住所 30発付日 31賦課情報 32所得情報 33所得金額 34収入金額 35控除金額 36特別控除額 37住民税課税情報 38資産情報 39単有資産税額 40共有資産税額 41介護適用除外情報 42更新年月日 43更新職員ID	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 給付情報	右記に修正	1宛名番号 2国保番号 3個人番号 4国保主宛名番号 5国保主個人番号 6国保資格情報 7若人所得区分 8前期高齢者所得区分 9レセプト 10レセプト基本情報 11診療情報 12費用額情報 13公費情報 14減免・猶予情報 15状態区分 16療養費 17療養費申請情報 18診療情報 19費用額情報 20公費情報 21支給情報 22支給決定日 23支給年月日 24支払先情報 25公金受取口座の利用有無	事前	
令和6年8月30日			26高額療養費 27高額療養費基本情報 28計算元若人所得区分 29計算元前期高齢者所得区分 30高額療養費計算内訳情報 31支給額 32該当レセプト情報 33高額状況情報 34申請情報 35支給情報 36支給決定日 37支給年月日 38支払先情報 39公金受取口座の利用有無 40出産育児一時金 41出産育児一時金申請情報 42子情報 43基準年月日 44支給額 45支給情報 46支給決定日 47支給年月日 48支払先情報 49公金受取口座の利用有無 50葬祭費	事前	
令和6年8月30日			51葬祭費申請情報 52申請者情報 53支給額 54支給情報 55支給決定日 56支給年月日 57支払先情報 58公金受取口座の利用有無 59高額医療介護合算療養費 60申請書情報 61国保資格情報 62後期資格情報 63介護資格情報 64申請者情報 65自己負担額情報 66医療分自己負担額情報 67介護分自己負担額情報 68計算結果情報 69自保険者分支給情報 70他保険者分支給情報 71支給情報 72支給決定日 73支給年月日 74支払先情報 75公金受取口座の利用有無 76不当利得情報 77返納金情報 78対象レセプト情報 79第三者行為情報 80請求情報 81納付情報 82更新年月日 83更新職員ID	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 収納情報	右記を追加	1賦課年度(賦課決定された年度) 2課税年度(本来課税すべき年度) 3科目 4期別 5宛名番号 6個人番号 7調定情報 8調定額 9納期限 10納付情報 11納付額 12納付年月日 13公金受取口座の利用有無 14更新年月日 15更新職員ID	事前	
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 滞納情報	右記を追加	1宛名番号 2個人番号 3財産情報 4財産区分 5処分情報 6処分年月日 7処分解除年月日 8処分完了年月日 9賦課年度 10課税年度 11科目 12期別 13分納情報 14誓約年月日 15誓約解除年月日 16賦課年度 17課税年度 18科目 19期別 20執行停止情報 21停止年月日 22取消年月日 23賦課年度 24課税年度 25科目 26期別 27更新年月日 28更新職員ID	事前	
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	右記を追加	<申請管理システム> 1.署名データ 2.署名用電子証明書 3.電子署名検証結果データ 1署名検証年月日 2署名検証結果 3利用者用証明書シリアル番号 4署名用証明書の氏名 5署名用証明書の生年月日 6署名用証明書の住所 7署名用証明書の性別	事前	
令和6年8月30日		右記を追加	4. シリアル番号紐付ファイル 1シリアル番号 2宛名番号 3削除フラグ 4登録ユーザID 5登録ユーザ名称 6登録日時 7更新ユーザID 8更新ユーザ名称 9更新日時 10排他キー	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日		右記を追加	5.点検完了資料情報ファイル 1親フォルダID 2フォルダID 3資料ID 4帳票グループID 5帳票種別ID 6イメージファイル名称 7イメージファイルパス 8予備項目文字列1 9予備項目文字列2 10予備項目文字列3 11予備項目文字列4 12予備項目文字列5 13予備項目文字列6 14予備項目文字列7 15予備項目文字列8 16予備項目文字列9 17予備項目文字列10 18届出人情報_宛先区長 19届出人情報_届出年月日(西暦年) 20届出人情報_届出年月日(月) 21届出人情報_届出年月日(日) 22届出人情報_氏 23届出人情報_名 24届出人情報_届出人の続柄(世帯主との関係) 25届出人情報_郵便番号 26届出人情報_都道府県 27届出人情報_市区町村 28届出人情報_番地以下 29届出人情報_届出人の電話番号 30届出人情報_資格取得者の人数 31届出人情報_届出人のメールアドレス	事前	
令和6年8月30日		右記を追加	32世帯主情報_氏 33世帯主情報_名 34世帯主情報_フリガナ(氏) 35世帯主情報_フリガナ(名) 36世帯主情報_郵便番号 37世帯主情報_都道府県 38世帯主情報_市区町村 39世帯主情報_番地以下 40世帯主情報_世帯主の個人番号 41世帯主情報_世帯主の電話番号(ハイフンなし) 42国保加入者情報1_氏 43国保加入者情報1_名 44国保加入者情報1_フリガナ(氏) 45国保加入者情報1_フリガナ(名) 46国保加入者情報1_生年月日(西暦年) 47国保加入者情報1_生年月日(月) 48国保加入者情報1_生年月日(日) 49国保加入者情報1_性別 50国保加入者情報1_続柄(世帯主との関係) 51国保加入者情報1_個人番号 52国保加入者情報1_今回脱退した健康保険 53国保加入者情報1_健康保険資格喪失日(西暦年) 54国保加入者情報1_健康保険資格喪失日(月) 55国保加入者情報1_健康保険資格喪失日(日)	事前	
令和6年8月30日		右記を追加	56国保加入者情報2_氏 57国保加入者情報2_名 58国保加入者情報2_フリガナ(氏) 59国保加入者情報2_フリガナ(名) 60国保加入者情報2_生年月日(西暦年) 61国保加入者情報2_生年月日(月) 62国保加入者情報2_生年月日(日) 63国保加入者情報2_性別 64国保加入者情報2_続柄(世帯主との関係) 65国保加入者情報2_個人番号 66国保加入者情報2_今回脱退した健康保険 67国保加入者情報2_健康保険資格喪失日(西暦年) 68国保加入者情報2_健康保険資格喪失日(月) 69国保加入者情報2_健康保険資格喪失日(日) 70国保加入者情報3_氏 71国保加入者情報3_名 72国保加入者情報3_フリガナ(氏) 73国保加入者情報3_フリガナ(名) 74国保加入者情報3_生年月日(西暦年) 75国保加入者情報3_生年月日(月) 76国保加入者情報3_生年月日(日) 77国保加入者情報3_性別 78国保加入者情報3_続柄(世帯主との関係) 79国保加入者情報3_個人番号 80国保加入者情報3_今回脱退した健康保険 81国保加入者情報3_健康保険資格喪失日(西暦年) 82国保加入者情報3_健康保険資格喪失日(月) 83国保加入者情報3_健康保険資格喪失日(日)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日		右記を追加	84国保加入者情報4_氏 85国保加入者情報4_名 86国保加入者情報4_フリガナ(氏) 87国保加入者情報4_フリガナ(名) 88国保加入者情報4_生年月日(西暦年) 89国保加入者情報4_生年月日(月) 90国保加入者情報4_生年月日(日) 91国保加入者情報4_性別 92国保加入者情報4_続柄(世帯主との関係) 93国保加入者情報4_個人番号 94国保加入者情報4_今回脱退した健康保険 95国保加入者情報4_健康保険資格喪失日(西暦年) 96国保加入者情報4_健康保険資格喪失日(月) 97国保加入者情報4_健康保険資格喪失日(日) 98国保加入者情報5_氏 99国保加入者情報5_名 100国保加入者情報5_フリガナ(氏) 101国保加入者情報5_フリガナ(名) 102国保加入者情報5_生年月日(西暦年) 103国保加入者情報5_生年月日(月) 104国保加入者情報5_生年月日(日) 105国保加入者情報5_性別 106国保加入者情報5_続柄(世帯主との関係) 107国保加入者情報5_個人番号 108国保加入者情報5_今回脱退した健康保険 109国保加入者情報5_健康保険資格喪失日(西暦年) 110国保加入者情報5_健康保険資格喪失日(月) 111国保加入者情報5_健康保険資格喪失日(日)	事前	
令和6年8月30日		右記を追加	6. 申請内容ファイル 1受付番号 2カテゴリ名称 3制度名称 4制度バージョン 5手続きコード 6手続き名称 7手続き名称通称 8手続きバージョン 9サービス提供者コード 10サービス提供者名称 11申請ステータスコード 12申請ステータス名称 13申請日時 14添付ファイル数 15添付ファイル種別名称 16添付ファイル名称 17電話番号(連絡先) 18メールアドレス(連絡先) 19氏名(漢字) 20氏名(フリガナ) 21生年月日 22性別 23郵便番号 24現住所 25申請者電話番号 26FAX番号 27国籍 28宛先区長 29届出年月日_西暦年 30届出年月日_月 31届出年月日_日 32届出人の続柄 33資格取得者の人数	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日		右記を追加	34世帯主情報_氏 35世帯主情報_名 36世帯主の氏名(カナ)_氏 37世帯主の氏名(カナ)_名 38世帯主の個人番号 39世帯主の電話番号 40氏名_氏1 41氏名_名1 42カナ氏名_氏1 43カナ氏名_名1 44生年月日_西暦年1 45生年月日_月1 46生年月日_日1 47性別1 48続柄1 49個人番号1 50今回脱退した健康保険1 51健康保険資格喪失日_西暦年1 52健康保険資格喪失日_月1 53健康保険資格喪失日_日1 54氏名_氏2 55氏名_名2 56カナ氏名_氏2 57カナ氏名_名2 58生年月日_西暦年2 59生年月日_月2 60生年月日_日2 61性別2 62続柄2 63個人番号2 64今回脱退した健康保険2 65健康保険資格喪失日_西暦年2 66健康保険資格喪失日_月2 67健康保険資格喪失日_日2	事前	
令和6年8月30日		右記を追加	68氏名_氏3 69氏名_名3 70カナ氏名_氏3 71カナ氏名_名3 72生年月日_西暦年3 73生年月日_月3 74生年月日_日3 75性別3 76続柄3 77個人番号3 78今回脱退した健康保険3 79健康保険資格喪失日_西暦年3 80健康保険資格喪失日_月3 81健康保険資格喪失日_日3 82氏名_氏4 83氏名_名4 84カナ氏名_氏4 85カナ氏名_名4 86生年月日_西暦年4 87生年月日_月4 88生年月日_日4 89性別4 90続柄4 91個人番号4 92今回脱退した健康保険4 93健康保険資格喪失日_西暦年4 94健康保険資格喪失日_月4 95健康保険資格喪失日_日4	事前	
令和6年8月30日		右記を追加	96氏名_氏5 97氏名_名5 98カナ氏名_氏5 99カナ氏名_名5 100生年月日_西暦年5 101生年月日_月5 102生年月日_日5 103性別5 104続柄5 105個人番号5 106今回脱退した健康保険5 107健康保険資格喪失日_西暦年5 108健康保険資格喪失日_月5 109健康保険資格喪失日_日5	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<国保連合会以外からの入手> ・届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施するとともに、届出書のチェック欄にて複数人による確認を行い、証跡として残す。 ・届出書の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。 <国保連合会からの入手> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。	<国保連合会以外からの入手> ・届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施するとともに、届出書のチェック欄にて複数人による確認を行い、証跡として残す。 ・届出書の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。 <国保連合会からの入手> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・マイナポータルのサービス検索機能において、申請の要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。 <申請管理システムにおける措置> ・申請データの確認や審査に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・申請データを業務システムに登録後、業務システムに登録された内容と申請データを照合し、申請データの内容が正しく反映されているかを確認する。	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<国保連合会以外からの入手> ・各種届出書や他市町村及び他部署からの情報の受理の際には、必要な情報のみを受理している。 ・システム等は利用する職員の権限を限定している。 <国保連合会からの入手> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。	<国保連合会以外からの入手> ・各種届出書や他市町村及び他部署からの情報の受理の際には、必要な情報のみを受理している。 ・システム等は利用する職員の権限を限定している。 <国保連合会からの入手> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 <申請管理システムにおける措置> ・評価対象の事務の遂行に必要な情報以外は登録できないよう、システム上担保されている。	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<国保連合会以外からの入手> ・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・照会等する際には、システムにアクセス権限設定を行い、 unnecessary 情報へのアクセスを制限している。 ・システムによる操作を行った際には、誰が、いつ、どのように入手したかをシステム内に記録(ログ)している。 <国保連合会からの入手> ・国保総合PCは専用回線を用いとともに、指定されたインタフェースのみ情報を受理できるよう制御している。	<国保連合会以外からの入手> ・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人に書面への記載を求めている。 ・照会等する際には、システムにアクセス権限設定を行い、 unnecessary 情報へのアクセスを制限している。 ・システムによる操作を行った際には、誰が、いつ、どのように入手したかをシステム内に記録(ログ)している。 <国保連合会からの入手> ・国保総合PCは専用回線を用いとともに、指定されたインタフェースのみ情報を受理できるよう制御している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 <申請管理システムにおける措置> ・申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3:入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	・個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。	・個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3:入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<国保連合会以外からの入手> ・特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。 ・入手した特定個人情報は、国保システム内に保持している被保険者情報との照合を行っている。 <国保連合会からの入手> ①国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市及び他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。 ②本市国保システムにおける措置 ・入手した特定個人情報について、当市の国保システムの被保険者データとの不整合が確認できた場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。	<国保連合会以外からの入手> ・特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。 ・入手した特定個人情報は、国保システム内に保持している被保険者情報との照合を行っている。 <国保連合会からの入手> ①国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市及び他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。 ②本市国保システムにおける措置 ・入手した特定個人情報について、当市の国保システムの被保険者データとの不整合が確認できた場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4:入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<国保連合会以外からの入手> ・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることで、郵送で受ける場合は、各区・支所国保主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報に記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠保管する。 ・国保システムのネットワークは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。 <国保連合会からの入手> ・国保システムと国保総合PCとの間の情報の授受において使用する電子的記録媒体については、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定し、保存する情報については、作業終了する都度、速やかに情報の削除を行う。また、定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視し、保管する必要のない電子的記録媒体は、シュレッダーで粉砕し破壊する。電子記録媒体は施錠保管する。 ・国保総合PCにおける措置として、本市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・本市の国保総合PCと国保連合会国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	<国保連合会以外からの入手> ・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることで、郵送で受ける場合は、各区・支所国保主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報に記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠保管する。 ・国保システムのネットワークは、接続する回線を専用回線(庁内)とし、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。 <国保連合会からの入手> ・国保システムと国保総合PCとの間の情報の授受において使用する電子的記録媒体については、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定し、保存する情報については、作業終了する都度、速やかに情報の削除を行う。また、定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視し、保管する必要のない電子的記録媒体は、シュレッダーで粉砕し破壊する。電子記録媒体は施錠保管する。 ・国保総合PCにおける措置として、本市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・本市の国保総合PCと国保連合会国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日		・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	国保システムでの番号利用業務以外の業務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。 また、本システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。	国保システムでの番号利用業務以外の業務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。 また、本システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請管理システムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。 ・利用する職員ごとに手続き単位で利用者制限を設定することで、アクセスできる情報を制限する。	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	＜国保総合PC以外における措置＞ ・国保システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報不正に使用されることのリスクを軽減している。	＜国保総合PC以外における措置＞ ・国保システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報不正に使用されることのリスクを軽減している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能＞ ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	・アクセス権限の発効・失効の管理は、所管課長が行っている。 ・所管課による異動届に基づき所管課長又は代理者が設定の変更を行い、その記録は都度更新し保管している。	・アクセス権限の発効・失効の管理は、所管課長が行っている。 ・所管課による異動届に基づき所管課長又は代理者が設定の変更を行い、その記録は都度更新し保管している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。	・定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	国保システム及び国保総合PCでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作ログの記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。また、情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 当該記録については、一定期間保持することとしている。	国保システム及び国保総合PCでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作ログの記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。また、情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 当該記録については、一定期間保持することとしている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・システムの操作ログを記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作ログにより適宜確認する。 ・バックアップされた操作ログについて、定められた期間、サーバ上に保管する。	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3:従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	・操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・新任職員の研修等において、事務外利用の禁止について指導する。	・操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・新任職員の研修等において、事務外利用の禁止について指導する。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前への責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・システムの操作ログを記録する。 ・事務外利用の禁止等についてルールを定め、システム利用職員に対し、ルールに従って業務を行うよう指導する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	<国保総合PC以外における措置> ・国保システム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCは、本市の職員等が不正にデータ抽出等できないように、データ抽出機能は、国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 <共通措置> ・委託業者（個人番号を含まない）との間の情報の授受において使用する電子的記録媒体については、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定し、保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報の削除を行う。また、定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視して、保管する必要のない電子的記録媒体は、シュレッダーで粉砕し破壊する。電子記録媒体は施錠保管する。 ・ログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。	<国保総合PC以外における措置> ・国保システム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCは、本市の職員等が不正にデータ抽出等できないように、データ抽出機能は、国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが点検される。 <共通措置> ・委託業者（個人番号を含まない）との間の情報の授受において使用する電子的記録媒体については、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定し、保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報の削除を行う。また、定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視して、保管する必要のない電子的記録媒体は、シュレッダーで粉砕し破壊する。電子記録媒体は施錠保管する。 ・ログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。	事前	
令和6年8月30日			【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようにする。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・特定個人情報へのアクセス履歴を記録する。 ・作業者及び作業内容を記載した作業記録を提出し、保管管理している。 <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて unnecessary 複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	・特定個人情報へのアクセス履歴を記録する。 ・作業者及び作業内容を記載した作業記録を提出し、保管管理している。 <国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて unnecessary 複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 <申請管理システムにおける措置> ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会、提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会、提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい、紛失するリスクを軽減している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ⑤中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	<システム連携基盤における措置> ①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい、紛失するリスクを軽減している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ⑤中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛番号など)または特定個人情報情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証・情報照会書へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	<システム連携基盤における措置> ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛番号など)または特定個人情報情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証・情報照会書へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信及び特定個人情報の提供を実施するよう設計されているため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信及び特定個人情報の提供を実施するよう設計されているため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ②システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 ③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ②システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 ③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<国保システム及びシステム連携基盤における措置> ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 <システム連携基盤における措置> ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <国保総合PCIにおける措置> ・端末設置場所は、入退館管理をしている。	<国保システム及びシステム連携基盤における措置> ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 <システム連携基盤における措置> ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <国保総合PCIにおける措置> ・端末設置場所は、入退館管理をしている。	事前	
令和6年8月30日			【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 <申請管理システムにおける措置> ・申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<国保システムにおける措置> ・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 <システム連携基盤における措置> ・システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <国保総合PCIにおける措置> ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。	<国保システムにおける措置> ・サーバ及びクライアントは外部と遮断された専用回線(庁内)のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 <システム連携基盤における措置> ・システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <国保総合PCIにおける措置> ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日			【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請管理システムでは、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・申請管理システムでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	[発生あり]	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	右記を追加	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	右記を追加	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	事前	
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	＜国保システムにおける措置＞ ・国保システムに登録した情報は、本人又は本人の代理人からの申請等により異動が発生する都度更新しているため、特定個人情報古い情報のまま保管され続けることはない。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報古い情報のまま保存され続けるリスクはない。	＜国保システムにおける措置＞ ・国保システムに登録したの情報は、本人又は本人の代理人からの申請等により異動が発生する都度更新しているため、特定個人情報古い情報のまま保管され続けることはない。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報古い情報のまま保存され続けるリスクはない。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	<国保総合PC以外における措置> ・国保システム内にある保存期間を経過したデータは、当該システムのバッチ処理により消去している。 ・電子記録媒体等の廃棄の際には、データ消去ソフトによる消去及び物理的粉碎を行うとともに、その記録を残している。 ・国保システムから出力した帳票は、保存期間経過後、溶解により消去するとともに、記録を残している。 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。	<国保総合PC以外における措置> ・国保システム内にある保存期間を経過したデータは、当該システムのバッチ処理により消去している。 ・電子記録媒体等の廃棄の際には、データ消去ソフトによる消去及び物理的粉碎を行うとともに、その記録を残している。 ・国保システムから出力した帳票は、保存期間経過後、溶解により消去するとともに、記録を残している。 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 <申請管理システムにおける措置> ・保管期間を過ぎた申請データについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムのバッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認する。	事前	
令和7年3月27日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	国民健康保険は、国民健康保険法(以下、「国保法」という。)に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行うものである。川崎市では、国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)別表第1の30の項の規定により、次の事務において、特定個人情報を取り扱うこととなる。 (省略) <中間サーバーに係る事務> 番号法別表第2に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、国民健康保険の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。	国民健康保険は、国民健康保険法(以下、「国保法」という。)に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な保険給付を行うものである。川崎市では、国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表4.4の規定により、次の事務において、特定個人情報を取り扱うこととなる。 (省略) <中間サーバーに係る事務> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、国民健康保険の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	I 基本情報5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 ・国保法第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第9条第1項 別表の4.4の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 ・国保法第113条の3 第1項及び第2項	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I 基本情報6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号別表第2の42、43、44、45、46及び121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第25条(第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号)、第25の2条(第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号)及び第26条 <情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条(第1号、第2号)、第2条(第3号、第4号、第5号、第6号、第11号及び第17号)、第3条(第4号、第5号、第6号、第9号、第11号及び第12号)、第4条(第1号、第2号)、第5条(第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号)、第8条(第3号)、第10条の2(第2号)、第11条の2(第2号)、第12条の3(第1号)、第15条(第1号)、第19条(第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、第20条(第9号)、第22条の2(第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号)、第24条の2(第3号、第4号、第5号、第6号、第8号及び第9号)、第25条(第3号、第7号、第8号)、第31条の2(第4号、第5号、第6号、第7号、第9号及び第10号)、第33条、第41条の2(第3号)、第43条(第3号、第5号、第7号)、第44条(第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号)、第46条(第1号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号)、第49条(第2号)、第53条(第1号、第2号及び第5号)、第55条の2(第1号及び第2号)及び第59条の3(第3号) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別	・【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項、70の項、71の項、160の項 ・【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項、3の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項、161の項、173の項 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国保法第113条の3 第1項及び第2項	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(20)件 [○]移転を行っている(18)件	[○]提供を行っている(25)件 [○]移転を行っている(18)件	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1～20	(省略)	削除	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1～25	(新規)	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1～25を参照	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法律上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の93の項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ①法律上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の22の項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の38の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ①法律上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の62の項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ①法律上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の87の項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6 ①法律上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の97の項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先8 ①法律上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の80の項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先9 ①法律上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号表別表第2の120の項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先13 ①法律上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の9の項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先14 ①法律上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の26の項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先16 ①法律上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の27の項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先17 ①法律上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の109の項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の145の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先18 ①法律上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法別表第2の17の項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の27の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅳ その他のリスク対策1. 監査②監査 具体的な内容	【内部監査】 ・総務企画局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(CIO)の責任において定期的に監査を実施する。 ・監査の結果については、事務局を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。	削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅳその他のリスク対策2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	右記を追記	・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	(省略) ＜資格(被保険者)情報の管理に関する事務＞ ・転入・転出や被用者保険への加入・喪失等による資格取得喪失届の受理、確認 ・被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 ・被保険者証、高齢受給者証等の各種証の交付申請の受理、確認及び交付 ・びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)を用いた電子データ受信 (省略) ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下、「オンライン資格確認の準備業務」という。)> (省略)	(省略) ＜資格(被保険者)情報の管理に関する事務＞ ・転入・転出や被用者保険への加入・喪失等による資格取得喪失届の受理、確認 ・被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 ・資格確認書(高齢受給者証を兼ねたものを含む)、資格情報のお知らせ等の各種証の交付申請の受理、確認及び交付 ・びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)を用いた電子データ受信 (省略) ＜オンライン資格確認等システムの資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等事務＞ (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1②システムの機能	(省略) ■証の発行 以下の証について、即時(個別)発行ができる。 被保険者証、短期被保険者証、資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証 また、被保険者証、短期被保険者証、高齢受給者証は一括発行が可能である。 ■履歴修正 ・国保世帯、国保喪失世帯に対し、直近及び履歴に対する資格情報(取得情報、喪失情報、退職情報)の修正を行う。 ・国保世帯、国保喪失世帯に対し、過去に遡って世帯の資格取得期間及び国保主、被保険者の設定を行う。 ■滞納者対策機能 ・保険料納付状況により、滞納対策の必要有無について管理できる。 ・滞納対策中の被保険者には、短期被保険者証及び資格証明書を発行することができる。 ■特定同一世帯所属者管理機能 ・後期高齢者医療制度加入により資格喪失した被保険者に対し、5年間の緩和措置対象者として管理を行うことができる。 ・世帯主と共に転出(他市町村の国民健康保険へ加入)する際に、特定同一世帯所属者連絡票を発行できる。 ■旧被扶養者管理機能 ・世帯内に旧被扶養者が存在する場合、管理を行うことができる。 ・転出(他市町村の国民健康保険へ加入)する際に、旧被扶養者異動連絡票を発行できる。 (省略) 【監課管理】 ■所得資産管理機能 ・個人住民税業務、固定資産税業務より、所得情報、資産情報の提供を受け、国民健康保険における所得情報として管理することができる。 また、他市町村からの所得照会文書、あるいは簡易申告書からの所得情報も管理できる。 (省略)	(省略) ■証の発行 以下の証について、即時(個別)発行ができる。 資格確認書(高齢受給者証を兼ねたものを含む)、資格確認書(特別療養)、 資格情報のお知らせ、資格情報のお知らせ(特別療養) 標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、 限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証 また、資格確認書(高齢受給者証を兼ねたものを含む)、資格確認書(特別療養)、資格情報のお知らせ、資格情報のお知らせ(特別療養)は一括発行可能である。 ■履歴修正 ・国保世帯、国保喪失世帯に対し、直近及び履歴に対する資格情報(取得情報、喪失情報、退職情報)の修正を行う。 ・国保世帯、国保喪失世帯に対し、過去に遡って世帯の資格取得期間及び国保主、被保険者の設定を行う。 ■滞納者対策機能 ・保険料納付状況により、滞納対策の必要有無について管理できる。 ・滞納対策中の被保険者には、資格確認書(特別療養)または資格情報のお知らせ(特別療養)を発行することができる。 (省略) ■特定同一世帯所属者管理機能 ・後期高齢者医療制度加入により資格喪失した被保険者に対し、5年間の緩和措置対象者として管理を行うことができる。 ・世帯主と共に転出(他市区町村の国民健康保険へ加入)する際に、特定同一世帯所属者連絡票を発行できる。 ■旧被扶養者管理機能 ・世帯内に旧被扶養者が存在する場合、管理を行うことができる。 ・転出(他市区町村の国民健康保険へ加入)する際に、旧被扶養者異動連絡票を発行できる。 (省略) 【監課管理】 ■所得資産管理機能 ・個人住民税業務、固定資産税業務より、所得情報、資産情報の提供を受け、国民健康保険における所得情報として管理することができる。 また、他市区町村からの所得照会文書、あるいは簡易申告書からの所得情報も管理できる。 (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2②システムの機能	＜団体内統合宛名管理機能＞ 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBIに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 ＜符号要求機能＞ 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ＜情報提供機能＞ 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ＜情報照会機能＞ 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 ＜既存システム連携機能＞ 各業務システム及び中間サーバーと接続し、システム間での情報連携を行う。 ＜職員認証・権限管理機能＞ システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	＜団体内統合宛名管理機能＞ 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBIに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 ＜符号要求機能＞ 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番は住民記録システムへ送信する。 ＜情報提供機能＞ 各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ＜情報照会機能＞ 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 ＜既存システム連携機能＞ 各業務システム及び中間サーバーと接続し、システム間での情報連携を行う。 ＜職員認証・権限管理機能＞ システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事前	
令和7年7月31日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4②システムの機能	(省略) ＜オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供＞ (省略)	(省略) ＜オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供業務＞ (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5②システムの機能	(省略) ＜本人確認事務に係る機能＞ 個人番号取得 及び基本4情報取得(実施しないため評価対象外) (省略)	(省略) ＜本人確認事務に係る機能＞ 個人番号取得 及び基本5情報取得(実施しないため評価対象外) (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム システム7②システムの機能	1 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 2 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 3 シリアル番号による申請者特定 申請ZIPの電子署名検証結果データにあるシリアル番号を基にシステム連携基盤から宛名番号を取得し、データベース等に格納する機能 4 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 5 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能	1 番号紐付情報の最新化 住基システムから番号紐付情報の差分データを受領し、申請管理システムが持つ番号紐付情報を更新する機能 2 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 3 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 4 シリアル番号による申請者特定 申請管理システムで保持している番号紐付情報をもとに、電子署名検証結果データにあるシリアル番号を宛名番号へ変換する機能 5 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 6 申請処理状況データ連携 申請ステータスを変更した際に、ダウンロード機能へ変更した申請ステータスおよび自治体コメントを、申請処理状況データとして連携を行う機能 7 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能	事前	
令和7年7月31日	I 基本情報4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由① 事務実施上の必要性	(省略) ＜賦課に関する事務＞ ・転入前市町村から被保険者等の所得情報を正確に取得する等により賦課徴収事務を適正に行う必要があるため。 (省略) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。	(省略) ＜賦課に関する事務＞ ・転入前市区町村から被保険者等の所得情報を正確に取得する等により賦課徴収事務を適正に行う必要があるため。 (省略) ＜オンライン資格確認に関する事務＞ ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いる必要があるため。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由② 実現が期待されるメリット	(省略) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ (省略)	(省略) ＜オンライン資格確認に関する事務＞ (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※	(省略) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) (省略)	(省略) ・番号法第9条第1項 別表の44の項 (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要2. 基本情報④記録される項目 その妥当性	(省略) ＜連絡先等情報＞ ・4情報:対象者の特定及び送付先等を管理するために保有する。 ・その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等を資格管理するために保有する。 (省略)	(省略) ＜連絡先等情報＞ ・5情報:対象者の特定及び送付先等を管理するために保有する。 ・その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等を資格管理するために保有する。 (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用①入手元	(省略) ＜連絡先等情報＞ ・4情報:対象者の特定及び送付先等を管理するために保有する。 ・その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等を資格管理するために保有する。 (省略)	(省略) ＜連絡先等情報＞ ・5情報:対象者の特定及び送付先等を管理するために保有する。 ・その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等を資格管理するために保有する。 (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用①入手元	他市町村	他市区町村	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用③入手の時期・頻度	＜地方公共団体・地方独立行政法人から入手＞ ・他市町村等に照会が必要が生じた際に都度入手する。	＜地方公共団体・地方独立行政法人から入手＞ ・他市区町村等に照会が必要が生じた際に都度入手する。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用④入手に係る妥当性	<本人又は本人の代理人から入手> ・番号法第9条第1項及び別表第1の30の項の規定による。 <評価実施期間内の他部署から入手> ・番号法第14条第1項の規定による。 <地方公共団体・地方独立行政法人から入手> ・番号法第19条第8号及び別表第2の42、43、44及び45の項の規定による。 ・番号法第14条第2項の規定による。 (省略)	<本人又は本人の代理人から入手> ・番号法第9条第1項 別表の44の項の規定による <評価実施期間内の他部署から入手> ・番号法第14条第1項の規定による。 <地方公共団体・地方独立行政法人から入手> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項、70の項、71の項 ・番号法第14条第2項の規定による。 (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用⑤本人への明示	<本人又は本人の代理人から入手> ・番号法第9条第1項及び別表第1の30の項により明示。 <評価実施期間内の他部署から入手> ・番号法第9条第2項に基づく条例により明示。 <地方公共団体・地方独立行政法人から入手> ・番号法第19条第8号に基づき、本人を通じて入手することとし、利用目的を本人に明示。 (省略)	<本人又は本人の代理人から入手> ・番号法第9条第1項及び別表の44の項により明示。 <評価実施期間内の他部署から入手> ・番号法第9条第2項に基づく条例により明示。 <地方公共団体・地方独立行政法人から入手> ・番号法第19条第8号に基づき、本人を通じて入手することとし、利用目的を本人に明示。 (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用⑦使用の主体 使用部署	健康福祉局医療保険部医療保険課、収納管理課、保険医療政策部、各区区民サービス部保険年金課、区民課及び各支所区民センター	健康福祉局医療保険部医療保険課、収納管理課、保険医療政策部、各区区民サービス部保険年金課、区民課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その他妥当性	(省略) ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	(省略) ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2⑥委託先名	神奈川県国保連合会	神奈川県国民健康保険団体連合会	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3⑥委託先名	神奈川県国保連合会	神奈川県国民健康保険団体連合会	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4⑥委託先名	支払基金	社会保険診療報酬支払基金	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5⑨再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託	申請手続きの新規・修正等登録作業及び組織改編に伴う変更作業、異常検知時の確認作業等、運用・保守業務の一部を再委託	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6⑥委託先名	(新規)	株式会社 東計電算	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6⑧再委託の許諾方法	(新規)	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6⑨再委託事項	(新規)	運営業務の一部を再委託	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供先5 ③提供する情報	児童福祉法第二十一条の五の三十ーに規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6 ③提供する情報	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ③提供する情報	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供先8 ③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ③提供する情報	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供先21 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供先24 ②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第百三十八号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第百三十八号通知」という。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。)に基づき外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供先25 ②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6	健康福祉局保険医療政策部	健康福祉局保険医療政策部感染症対策課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先7	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先7③移転する情報	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険の給付に関する情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下、「介護保険給付等関係情報」という。))又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険の給付に関する情報」という。)、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下、「介護保険給付等関係情報」という。))又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先18③移転する情報	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所	右記を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去③消去方法	右記を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<国保連合会以外からの入手> ・各種届出書や他市町村及び他部署からの情報の受理の際には、必要な情報のみを受理している。 ・システム等は利用する職員の権限を限定している。 (省略)	<国保連合会以外からの入手> ・各種届出書や他市区町村及び他部署からの情報の受理の際には、必要な情報のみを受理している。 ・システム等は利用する職員の権限を限定している。 (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3. 入手した特定個人情報が入り不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(省略) <国保連合会からの入手> ①国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市及び他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。 ②本市国保システムにおける措置 ・入手した特定個人情報について、当市の国保システムの被保険者データとの不整合が確認できた場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。 (省略)	(省略) <国保連合会からの入手> ①国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市及び他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。 ②本市国保システムにおける措置 ・入手した特定個人情報について、本市の国保システムの被保険者データとの不整合が確認できた場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。 (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3. 入手した特定個人情報が入り不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<国保連合会以外からの入手> ・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区・支所国保主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 (省略) ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	<国保連合会以外からの入手> ・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区国保主管課を明記して、当該住所宛てに転送するようにしている。 (省略) ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されることを職員に周知しているため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 ・同一機関内における移転の際は、提供先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを提供することとしている。 ・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。	・番号法第9条第2項及び第19条第11号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 ・同一機関内における移転の際は、提供先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを提供することとしている。 ・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(省略) (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (省略)	(省略) (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑤ 物理的対策 具体的な対策の内容	右記を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	右記を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和7年7月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	右記を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
令和7年7月31日	Ⅳ その他のリスク対策1. 監査②監査 具体的な内容	右記を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	
令和7年7月31日	Ⅳ その他のリスク対策3. その他のリスク対策	右記を追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	

個人情報に関する重大事故について

事案１ 国民健康保険高額療養費支給申請書の紛失

１ 事案の内容

（１） 発生（発覚）時期

令和６年４月８日

（２） 事案の概要

宮前区役所区民サービス部保険年金課において、令和６年３月支給分の国民健康保険高額療養費支給申請書を紛失した。

（３） 原因

事務担当者が足元に個人情報に記載された書類を数日にわたって放置していたことから、個人情報の適正な管理が行われていなかった。

（４） 影響

４０４件（２９５世帯分）の個人情報を紛失した。紛失した書類に含まれる情報は次のとおり。なお、現時点で個人情報の漏洩は確認されていない。

- ・ 世帯主氏名、住所、電話番号
- ・ 個人番号（マイナンバー）※本人の記載があった場合
- ・ 被保険者証記号及び番号、振込先金融機関の情報
- ・ 病院等へ支払った一部負担金の合計額、高額療養費額、支給申請額
- ・ 診療を受けた被保険者の氏名、生年月日、医療機関、実日数、一部負担金の額

（５） 事故発覚後の対応

令和６年４月８日	事務担当者により申請書が所在不明であることが判明
令和６年４月８日～４月２２日	事務担当者による搜索を継続
令和６年５月１日	報道発表
令和６年６月３日	個人情報保護委員会より文書指導

２ 再発防止策

（１） 国民健康保険事務における再発防止策

- ・ 該当事務について、事務手続きのフローを再度、課内で確認するとともに、全職員において、個人情報の厳格な管理を徹底する。
- ・ 該当事務以外の事務についても、事務フローの確認と個人情報の取扱いについて、改めてチェックを行う。
- ・ 書類の紛失等、事務事故が疑われる場合には、即時に上司に報告することを全職員に対し周知徹底

底する。

（２） 評価実施機関（川崎市）における再発防止策

- ・保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置（特に、人的及び組織的安全管理措置）に関する研修を実施することとする。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。
- ・全ての特定個人情報保護評価書のIV_2.「従業員に対する教育・啓発」項目に、上記の研修についての記載を追加する。